

令和 5 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 15 号	株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について……………	1
〳 第 16 号	奈良市市街地開発株式会社の事業計画の報告について……………	13
〳 第 17 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画の報告に ついて……………	19
〳 第 18 号	一般財団法人奈良市総合財団の事業計画の報告につい て……………	29
奈良市議案第 15 号	令和 5 年度奈良市一般会計予算……………	46
〳 第 16 号	令和 5 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算……………	57
〳 第 17 号	令和 5 年度奈良市国民健康保険特別会計予算……………	59
〳 第 18 号	令和 5 年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算……………	63
〳 第 19 号	令和 5 年度奈良市介護保険特別会計予算……………	66
〳 第 20 号	令和 5 年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会 計予算……………	70
〳 第 21 号	令和 5 年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算……………	72
〳 第 22 号	令和 5 年度奈良市病院事業会計予算……………	(別冊)
〳 第 23 号	令和 5 年度奈良市水道事業会計予算……………	(別冊)
〳 第 24 号	令和 5 年度奈良市下水道事業会計予算……………	(別冊)
〳 第 25 号	奈良市附属機関設置条例の一部改正について……………	75
〳 第 26 号	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につ いて……………	76
〳 第 27 号	奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部改正につ いて……………	77
〳 第 28 号	奈良市朱雀大路跡整備事業基金条例の廃止について……………	80
〳 第 29 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	81
〳 第 30 号	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定 める条例等の一部改正について……………	83
〳 第 31 号	奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正に ついて……………	85

奈良市議案第 32 号	奈良市障害者歯科診療所条例の一部改正について……………	87
〳 第 33 号	奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保 に関する条例及び奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等 建築等規制条例の一部改正について……………	88
〳 第 34 号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について……………	89
〳 第 35 号	奈良市ポイ捨て防止に関する条例の一部改正について……………	91
〳 第 36 号	奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について……………	94
〳 第 37 号	奈良市体育施設条例の一部改正について……………	95
〳 第 38 号	奈良市自転車駐車場条例の一部改正について……………	98
〳 第 39 号	奈良市道路占用料に関する条例等の一部改正について……………	99
〳 第 40 号	奈良市防災センター条例の廃止について……………	109
〳 第 41 号	包括外部監査契約の締結について……………	110
〳 第 42 号	市道路線の廃止について……………	111
〳 第 43 号	市道路線の認定について……………	117
〳 第 44 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	142
〳 第 45 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	143
〳 第 46 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	144
〳 第 47 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	145
〳 第 48 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	146
〳 第 49 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	147
〳 第 50 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	148
〳 第 51 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	149
〳 第 52 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	150
〳 第 53 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	151
〳 第 54 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	152
〳 第 55 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	153
〳 第 56 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	154
〳 第 57 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	155
〳 第 58 号	教育委員会の教育長の任命について……………	157
〳 第 59 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	159

奈良市諮問第	1	号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	161	
〃	第	2	号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	163
〃	第	3	号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	165

株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の事業計画を次のとおり報告する。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和5年度事業計画書

令和5年度株式会社奈良市清美公社事業計画書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

1. 事業方針

株式会社奈良市清美公社は、公益事業所として公共への奉仕をモットーに生活環境の保全と美化の推進に寄与しようとするものである。業務を誠実に遂行するとともに、公共下水道の普及に伴い、し尿収集運搬及び浄化槽清掃業務が減少する社会情勢下において、一層これに代わる業務の拡大と開発に努め、事業の効率化を図り、財務体質の不断の見直しにより経営の安全性を確保していく。

2. 事業内容

次の各受託業務及び受託外許認可業務等を実施する。

(1) 受託業務

- し尿収集運搬及び手数料の徴収に関する業務
- 公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務
- アダプトプログラム、グリーンサポートによるごみ収集運搬に関する業務
- 東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地及び奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ収集運搬、奈良市内全域及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源（空き缶・空きびん・ペットボトル・飲料用紙パック）収集運搬、環境清美工場のばいじん処理物及び焼却灰（非鉄）の運搬に関する業務
- 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(2) 受託外許認可業務等

- 浄化槽の清掃等に関する業務

3. 業務の方針

(1) 受託業務

業務の運営については、常に適正な処理を行い、市民の生活環境をより清潔に保ち、公衆衛生の向上を目標に、その効率的運用を図る。

(2) 受託外許認可業務等

浄化槽の清掃等については、浄化槽法施行規則第3条の規定に基づいて行い、実施にあたっては計画的かつ円滑な運用を図る。

4. 作業計画

(1) 受託業務

① し尿収集運搬については、対象家庭の状況及び交通事情等を勘案し、早朝からの作業を行い、受託外許認可業務等との連携を図り、全車両の効率的な運用を図る。

また、汲取手数料の徴収事務については、口座振替制度への移行を促進し、収納率の向上を図る。

○汲取作業件数（月平均）

種別	当年度	前年度	増減
定額制汲取	770件	843件	△73件
一般従量制汲取	59件	62件	△3件
事業所等従量制汲取	225件	203件	22件

② 公園・広場等の清掃業務については、当社現有諸機（器）材と人員の効率的な運用により作業を実施する。

○都市公園、ちびっ子広場、広場緑地、近隣公園

当年度	前年度	増減
615か所	615か所	0

③ 公衆便所の清掃業務については、利用者の状況を考慮し、早朝作業による効率的な運用により業務を実施する。

・近鉄高の原駅前

当年度	前年度	増減
1か所	1か所	0

④ 地下道等清掃業務については、利用状況等を考慮し、計画的に実施する。

- ・ 近鉄新大宮駅前地下道
- ・ 近鉄新大宮駅西側地下道
- ・ J R 平城山駅旅客通路
- ・ J R 平城山駅西側歩道橋
- ・ 近鉄高の原駅歩道橋及び広場
- ・ 近鉄学園前駅前歩道橋

当年度	前年度	増減
(6か所)	(6か所)	
13,792㎡	13,792㎡	0

⑤ 東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地、奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ及び奈良市内全域の再生資源の収集運搬、環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源収集運搬の各業務については、収集計画に基づき実施する。

また、環境清美工場より発生するばいじん処理物及び焼却灰（非鉄）の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務については、受託条件による年間計画に基づき実施する。

○家庭ごみ

（対象：東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地、奈良市市街地の一部）

当年度	前年度	増減
66,000世帯	78,000世帯	△12,000世帯

○再生資源（対象：市内全域）

当年度	前年度	増減
167,000世帯	102,000世帯	65,000世帯

○環境清美センター内再生資源回収コーナー

当年度	前年度	増減
1 か所	1 か所	0

○ばいじん処理物運搬

・年間運搬量

当年度	前年度	増減
1, 300 t	1, 600 t	△300 t

○焼却灰（非鉄）運搬

・年間運搬量

当年度	前年度	増減
2, 000 t	2, 600 t	△600 t

- ⑥ 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務については、保健所の指導・指示のもと、迅速かつ効率的に実施する。

(2) 受託外許認可業務等

- ① 浄化槽清掃業務については、受託業務との連携を図り、効率的な運用により作業を実施する。（件数は月平均）

当年度	前年度	増減
364件	403件	△39件

(3) 作業体制

① 従業員数

職名	当年度	前年度	増減
事務職	9名（内臨時6）	9名（内臨時6）	0
現業職	129名（内臨時83）	123名（内臨時81）	6名
合計	138名（内臨時89）	132名（内臨時87）	6名

② 車両台数

車種	当年度	前年度	増減
バキューム車	13台	13台	0
バッカー車	29台	37台	△8台
貨物車 他	35台	27台	8台
営業車	3台	3台	0
合計	80台	80台	0台

5. 事業予算の概要

(収入の部)

① 受託事業収入

(単位：千円)

受託事業名	当年度	前年度	増減
し尿収集運搬及び手数料徴収事務	154,000	153,952	48
公園・広場等清掃業務	59,900	59,900	0
アダプトプログラム・グリーンサポートごみ収集	2,551	2,381	170
公衆便所清掃業務	1,245	1,245	0
地下道等清掃業務	3,613	3,613	0
東部地域・精華地域等一般家庭ごみ収集運搬業務	24,544	24,544	0
月ヶ瀬・都祁地域ごみ収集運搬業務	34,240	34,240	0
中高層住宅一般家庭ごみ収集運搬業務	79,651	85,087	△5,436
市街地家庭系ごみ収集運搬業務	198,612	278,056	△79,444
一般家庭ごみ収集地域の大型ごみ収集運搬業務	14,303	14,303	0
東部地域再生資源収集運搬業務	4,033	4,033	0
中高層住宅再生資源収集運搬業務	6,969	6,969	0
市街地地域再生資源収集運搬業務	178,603	122,203	56,400
リサイクル推進課内再生資源選別及び処理業務	19,800	0	19,800
環境清美センター内再生資源分別及び運搬業務	2,667	2,667	0
ばいじん処理物運搬業務	6,446	7,932	△1,486
焼却灰（非鉄）運搬業務	7,876	10,239	△2,363
犬・猫等の捕獲・運搬・飼育業務	18,177	18,177	0
受託事業収入合計	817,230	829,541	△12,311

② 受託外許認可事業等収入

(単位：千円)

事業名	当年度	前年度	増減
浄化槽清掃業務収入	79,867	85,751	△5,884
受託外許認可事業等収入合計	79,867	85,751	△5,884

③ 事業外収入

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
受取利息	57	57	0
雑収入	112	96	16
事業外収入合計	169	153	16

収入合計 (上記①～③の合計)

(単位：千円)

収入合計	当年度	前年度	増減
	897,266	915,445	△18,179

(支出の部)

① 事業直接費

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
人件費	472,979	489,212	△16,233
福利厚生費	18,725	18,301	424
燃料費	43,891	44,187	△296
事故整理費	700	700	0
保険料	7,691	7,285	406
旅費交通費	1,615	1,933	△318
雑費	480	480	0
法定福利費	77,912	78,895	△983
被服費	6,505	3,427	3,078
修繕費	51,872	53,342	△1,470
公租公課	7,465	7,525	△60
消耗品費	9,000	8,403	597
賃借料	3,200	3,200	0
減価償却費	19,989	23,285	△3,296
合 計	722,024	740,175	△18,151

② 一般管理費

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
人件費	59,526	57,817	1,709
福利厚生費	1,936	1,856	80
水道光熱費	2,142	2,142	0
保険料	220	221	△1
旅費交通費	52	52	0
通信費	2,034	2,091	△57
図書費	260	260	0
会議費	292	292	0
支払手数料	3,980	4,007	△27
減価償却費	1,540	2,091	△551
法定福利費	9,642	9,241	401

科目	当年度	前年度	増減
公租公課	2,077	2,027	50
修繕費	784	784	0
消耗品費	1,723	1,723	0
燃料費	323	303	20
交際費	145	145	0
広告費	1,565	1,565	0
調査研究費	20	20	0
賃借料	5,231	5,231	0
雑費	59	59	0
合 計	93,551	91,927	1,624

③ 事業外費用

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
雑損失	133	133	0
消費税	81,558	83,210	△1,652
合 計	81,691	83,343	△1,652

④ 予備費

(単位：千円)

予備費	当年度	前年度	増減
	0	0	0

費用合計 (上記①～④の合計)

(単位：千円)

費用合計	当年度	前年度	増減
	897,266	915,445	△18,179

当期利益金 (収入合計－費用合計)

(単位：千円)

当期利益金	当年度	前年度	増減
	0	0	0

予 定 貸 借 対 照 表

令和6年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	445,515	368,511	77,004	
未収入金	8,731	8,658	73	
受託事業未収金	79,274	97,368	△ 18,094	
手数料未収金	1,915	2,075	△ 160	
前払費用	587	782	△ 195	
貯蔵品	1,417	1,197	220	
仮払法人税等	0	0	0	
立替金	0	0	0	
貸倒引当金	△ 535	△ 643	108	
流動資産合計	536,904	477,948	58,956	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	56,849	59,552	△ 2,703	
建物附属設備	1,653	1,971	△ 318	
構築物	546	682	△ 136	
機械器具	0	0	0	
車両運搬具	13,873	21,357	△ 7,484	
什器備品	3,456	2,850	606	
電話設備	97	193	△ 96	
土地	41,963	41,963	0	
有形固定資産合計	118,437	128,568	△ 10,131	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	310	310	0	
地役権	300	300	0	
ソフトウェア	170	108	62	
無形固定資産合計	780	718	62	
(3) 投資その他の資産				
出資金	1,440	1,440	0	
長期貸付金	3,599	3,698	△ 99	
保証金	10	10	0	
リサイクル預託金	483	493	△ 10	
投資その他の資産合計	5,532	5,641	△ 109	
固定資産合計	124,749	134,927	△ 10,178	
資産合計	661,653	612,875	48,778	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	3	6	△ 3	
未払金	30,848	31,515	△ 667	
未払法人税等	104	141	△ 37	
預り金	10,964	6,950	4,014	
仮受金	188	422	△ 234	
手数料未払金	2,130	2,075	55	
未払消費税	16,817	14,663	2,154	
修繕引当金	114,480	87,578	26,902	
流動負債合計	175,534	143,350	32,184	
2. 固定負債				
退職給与引当金	184,574	194,815	△ 10,241	
固定負債合計	184,574	194,815	△ 10,241	
負債合計	360,108	338,165	21,943	
Ⅲ 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	10,000	10,000	0	
利益剰余金	291,545	264,710	26,835	
利益準備金	2,500	2,500	0	
任意積立金	0	0	0	
繰越利益剰余金	289,045	262,210	26,835	
純資産合計	301,545	274,710	26,835	
負債及び正味財産合計	661,653	612,875	48,778	

予 定 損 益 計 算 書

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
受託事業収入	742,936	754,128	△ 11,192	
浄化槽収入	72,603	77,954	△ 5,351	
高压洗浄収入	0	0	0	
建物清掃収入	0	0	0	
売上高合計	815,539	832,082	△ 16,543	
売上原価				
事業直接原価	722,024	740,175	△ 18,151	
売上原価合計	722,024	740,175	△ 18,151	
売上総利益	93,515	91,907	1,608	
販売費及び一般管理費	93,551	91,927	1,624	
営業利益	△ 36	△ 20	△ 16	
営業外収益				
受取利息	57	57	0	
受取配当金	0	0	0	
雑収入	112	96	16	
営業外収益合計	169	153	16	
営業外費用				
支払利息	0	0	0	
雑損失	133	133	0	
営業外費用合計	133	133	0	
経常利益	0	0	0	
特別利益				
貸倒引当金戻入益	102	0	102	
退職給与引当金戻入益	0	0	0	
特別利益合計	102	0	102	
特別損失				
資産廃棄損	0	0	0	
貸倒引当金繰越損	0	80	△ 80	
貸倒損失	0	0	0	
退職給与引当金繰入損	0	0	0	
特別損失合計	0	80	△ 80	
税引前当期純利益	102	△ 80	182	
法人税、住民税及び事業税	176	143	33	
当期純利益	△ 74	△ 223	149	

奈良市市街地開発株式会社の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の事業計画を次のとおり報告する。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和5年度事業計画書

令和5年度奈良市市街地開発株式会社事業計画書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

1. 事業方針

奈良市市街地開発株式会社は市内における新しい都市拠点の形成を目指し、地域社会と調和した都市づくりを推進するため設立され、市街地再開発事業によるJR奈良駅前再開発第1ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営西部会館駐車場の管理等を行っている。

令和5年度は、不安定な世界情勢と原油価格の高騰を起因とする物価の上昇や光熱費の増加など、安定的な業務運営において非常に厳しい状況が続くと予想されるが、節電対策など最大限の経費削減に努めながら、アフターコロナの変化に合わせて柔軟に対応し、事業収益の安定確保と商業エリアへの集客を図っていく。

2. 事業内容

- JR奈良駅前再開発第1ビル商業床の管理運営
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビル各施設の設備管理、清掃業務
- 奈良市営西部会館駐車場の管理運営
- 前各号に関連又は付帯する事業

3. 業務の方針

(1) ビル管理運営業務

再開発ビルの管理運営については、ビル利用者の利便性の確保のため、ビルの各種設備の適切な保守管理を行うとともに、駅直近の商業施設として地域の賑わいを担い利用者の増に努める。

(2) 駐車場管理運営業務

利用者へのサービス向上と運営管理の質的改善を常実施し、安全で快適かつ適切

な奈良市営西部会館駐車場の管理等を行う。

4. 事業予算の概要

令和5年度は、JR奈良駅前再開発第1ビルの商業施設等の節電、経費削減を努めることにより当期の利益金は3,730千円を見込む。

(収入の部)

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
事業収入	195,200	200,650	△ 5,450
(内訳) 商業床等管理収入	127,700	125,650	2,050
学園前再開発ビル受託収入	45,000	45,000	0
建物管理業務収入	22,500	30,000	△ 7,500
事業外収入	10	10	0
収入合計	195,210	200,660	△ 5,450

(支出の部)

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
総費用	191,480	197,630	△ 6,150
(内訳) 人件費	16,990	16,940	50
福利厚生費	3,500	3,550	△ 50
委託費	62,900	69,450	△ 6,550
賃借料	52,200	57,800	△ 5,600
共益費	43,500	37,700	5,800
販促費	600	600	0
消耗品費	1,300	1,200	100
通信費	630	630	0
燃料費	20	20	0
減価償却費	1,800	1,800	0

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
修繕費	3,000	3,000	0
会議費	20	20	0
手数料	2,600	2,500	100
公租公課	600	600	0
諸会費	100	100	0
旅費交通費	20	20	0
保険料	250	250	0
雑費	1,450	1,450	0
支出合計	191,480	197,630	△ 6,150

(当期利益金)

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
当期収支差額	3,730	3,030	700

予 定 貸 借 対 照 表

令和6年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金及び預金	205,890	195,430	10,460	
未収金	250	1,800	△ 1,550	
未収入金	6,200	6,000	200	
前払費用	4,800	5,300	△ 500	
流動資産合計	217,140	208,530	8,610	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	15,865	15,865	0	
建物付属設備	27,548	27,548	0	
車両運搬具	795	795	0	
什器備品	1,037	1,037	0	
減価償却累計額	△ 26,500	△ 24,800	△ 1,700	
有形固定資産合計	18,745	20,445	△ 1,700	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	400	400	0	
無形固定資産合計	400	400	0	
(3) 投資その他の資産				
保証金	13	13	0	
投資その他の資産合計	13	13	0	
固定資産合計	19,158	20,858	△ 1,700	
資産合計	236,298	229,388	6,910	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	5,100	3,500	1,600	
未払外注費	5,930	5,930	0	
未払費用	2,950	2,200	750	
前受金	4,100	3,670	430	
預り金	100	100	0	
売上預り金	7,900	7,500	400	
未払い法人税等	300	300	0	
流動負債合計	26,380	23,200	3,180	
2. 固定負債				
預り保証金	33,028	33,028	0	
固定負債合計	33,028	33,028	0	
負債合計	59,408	56,228	3,180	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	100,000	100,000	0	
資本剰余金	18,700	18,700	0	
利益剰余金	58,190	54,460	3,730	
繰越利益剰余金	58,190	54,460	3,730	
(うち当期純利益)	(3,730)	(3,030)	(700)	
純資産合計	176,890	173,160	3,730	
負債及び純資産合計	236,298	229,388	6,910	

予 定 損 益 計 算 書

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
商業床等管理収入	127,700	125,650	2,050	
学園前再開発ビル受託収入	45,000	45,000	0	
建物管理業務	22,500	30,000	△ 7,500	
売上高合計	195,200	200,650	△ 5,450	
売上原価				
当期製品製造原価	182,020	188,340	△ 6,320	
売上原価合計	182,020	188,340	△ 6,320	
販売費及び一般管理費	9,160	8,990	170	
営業利益	4,020	3,320	700	
営業外収益				
受取利息	5	5	0	
雑収入	5	5	0	
営業外収益合計	10	10	0	
経常利益	4,030	3,330	700	
税引前当期純利益	4,030	3,330	700	
法人税、住民税及び事業税	300	300	0	
当期純利益	3,730	3,030	700	

公益財団法人奈良市生涯学習財団の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画を次のとおり報告する。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和5年度事業計画書

令和5年度公益財団法人奈良市生涯学習財団事業計画書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

1. 事業方針

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の学習意欲と能力の醸成、教養の向上、健康の増進、情操を豊かにすること、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業並びに児童に健全な遊びを与える事業を行うとともに、市民の立場に立った施設運営を行い、いつでも、誰でも学ぶことのできる公益性の高い学習環境の整備及び子どもにやさしいまちづくりを促進する。

公民館では、学びを通して地域住民や地域で活動する団体が連携し、協働して課題を解決する力を育成することを目指す。また、子ども・若者から高齢者まで幅広い世代にとって、公民館が、いつでも気軽に利用でき、体験活動や世代・地域を越えた交流につながるような市民の活動拠点となることを目指す。

男女共同参画センターでは、市民の男女共同参画社会への意識の向上を図り、それぞれの能力を発揮できる豊かで活力ある社会の形成を促進することを目的とする。

西部会館市民ホールでは、市民が気軽に文化に触れる機会を持ち、文化に対する興味・関心を高め、市民の文化活動が活発化することを目的とする。

児童館では、児童が心身ともに健やかに成長し、また能力及び可能性を最大限に伸ばし、安全・安心な環境で学ぶことのできる居場所となるよう、児童館の運営を行う。子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した運営を行うために、児童の意見を尊重し、保護者をはじめとする地域の人々とともに子どもの育成に努める。

2. 事業内容

(1) 受託事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開する。

○公民館

生涯学習センター・公民館の活性化と、市民の学習意欲と多様なニーズに応えること

を目指し、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行い、全ての世代が学ぶことのできる機会を提供する。さらに学習成果を個人の生活だけでなく、地域での活動等に生かすことのできる生涯学習社会の実現を目指す。

令和5年度は、地域の課題解決に向けた学習活動の場及び学びの成果を生かせる場並びに地域における「学びの場」「地域づくりの拠点」としての機能強化を図る。公民館での様々な学びや取組が、地域の教育力を高め、市民が主体的に地域に関わり、市民の学びが住みよい地域づくりにつながるよう市民の活動を支援する。

また、「子どもの参画ネットワーク奈良」との協働で行っている、子どもが社会の仕組みを楽しく学ぶイベント「子ども奈良CITY」を引き続き開催し、子どもが一人の市民として尊重され、自信に満ちた社会の一員へと成長することを支援する。なお、令和5年度は、施設ごとの計画に基づき、これまでの成果・課題を踏まえ、目標達成に向けた取組を進める。

[指定管理施設]

奈良市生涯学習センター	奈良市立中部公民館	奈良市立西部公民館
奈良市立南部公民館	奈良市立三笠公民館	奈良市立田原公民館
奈良市立富雄公民館	奈良市立柳生公民館	奈良市立若草公民館
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市立興東公民館	奈良市立春日公民館
奈良市立二名公民館	奈良市立京西公民館	奈良市立平城西公民館
奈良市立伏見公民館	奈良市立富雄南公民館	奈良市立平城公民館
奈良市立飛鳥公民館	奈良市立都跡公民館	奈良市立登美ヶ丘南公民館
奈良市立平城東公民館	奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市立都祁公民館

計24施設

○男女共同参画センター

男女共同参画社会を推進するための活動拠点として、市民の男女共同参画社会への意識の向上を図り、それぞれの能力を発揮できる豊かで活力ある社会の形成を促進することを目的とした事業を展開する。

具体的には、男女共同参画社会に関する講座の広報及び啓発に関すること、男女共同参画社会を推進するために必要な情報の収集及び提供、活動団体等の学習支援及び交流の場の提供を行い、男女共同参画社会の推進に向けた活動の拠点施設として市民がより

積極的に参画できる環境をつくる。

[指定管理施設]

奈良市男女共同参画センター

計 1 施設

○西部会館市民ホール

市民の文化の向上を図り、ふれあい豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とした事業を展開する。

具体的には、市民にとって、文化・芸術を身近に感じられるような発表の機会を提供し、地域の文化団体等との協働による事業を実施することで、市民の文化に対する意識の高揚と、文化に親しむ機会の拡充を図り、市民の文化活動を支援する。

[指定管理施設]

奈良市西部会館市民ホール

計 1 施設

○児童館

児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点として事業を展開し、施設情報や児童館事業の広報を充実することにより利活用の促進に努める。

具体的には、0歳から18歳未満のすべての児童を対象とし、地域における子どもの居場所となるよう、遊び及び生活の援助を行い、自尊感情や自己肯定感、自主性・社会性を育むとともに、情操を豊かにするなど児童の心身を育成する。また、子育て家庭の孤立化や育児不安の波が広がっている中で、子育て相談などの子育て支援を日常的に行い、課題の早期発見や発生予防的な福祉機能を果たすとともに、深刻な問題は必要に応じて専門機関へとつなげる。

さらに、子どもたちが地域社会と接点を持つ活動や、子どもを中心とした地域のネットワークの構築を行い、地域での子育て環境づくりを進めることで、子どもにやさしいまちづくりに寄与することを目指す。

令和5年度は、令和4年度に行った児童館の現状・課題の分析及び来館者アンケートに基づき、より充実した事業を展開するとともに、より多くの子どもたちにとって児童館が心の拠り所となるような児童館運営を目指す。また、児童館の対象でありながら利

用することの少なかった中学生・高校生たちが来館しやすい環境づくりに努めるとともに、思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助する。

[指定管理施設]

奈良市古市児童館 奈良市横井児童館 奈良市東之阪児童館 奈良市大宮児童館

計 4 施設

(2) 自主事業

奈良市の関連諸施策や多様な関係機関との連携を図り、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会の提供を目指す。また、当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、講師派遣等の事業展開を行う。さらに、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業開催にも取組を進める。

収 支 予 算 書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業活動収入	770,225	737,220	33,005	
基本財産運用収入	3	8	△ 5	
基本財産利息収入	3	8	△ 5	
協定事業収入	759,282	726,745	32,537	
指定管理受託収入	758,527	726,000	32,527	
講座受講料収入	755	745	10	
補助金等収入	5,379	4,906	473	
補助金収入	5,379	4,906	473	
自主事業収入	5,110	5,110	0	
講師派遣収入	100	100	0	
事業収入	4,910	4,910	0	
助成金収入	100	100	0	
雑収入	451	451	0	
受取利息	3	3	0	
雑収入	448	448	0	
経常収益計	770,225	737,220	33,005	
(2) 経常費用				
事業費	736,737	717,281	19,456	
人件費	493,721	489,446	4,275	
給料	155,252	158,411	△ 3,159	
賃金	169,853	159,786	10,067	
職員手当	68,176	72,295	△ 4,119	
福利厚生	71,135	70,113	1,022	
賞与引当金繰入	29,305	28,841	464	
事業経費	243,016	227,835	15,181	
諸謝金	9,517	9,163	354	
旅費交通費	295	232	63	
消耗品費	7,551	8,074	△ 523	
燃料費	1,450	1,450	0	
賄材料費	25	20	5	
会議費	335	307	28	
印刷製本費	1,356	1,204	152	
光熱水料費	55,275	50,323	4,952	
修繕費	5,306	20,031	△ 14,725	
医薬材料費	56	61	△ 5	
通信運搬費	4,485	3,362	1,123	
減価償却費	19,878	20,081	△ 203	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
手数料	3,077	3,486	△ 409	
保険料	2,092	2,012	80	
委託費	81,384	59,778	21,606	
賃借料	8,173	7,299	874	
負担金	122	94	28	
広告料	10	10	0	
租税公課	42,629	40,848	1,781	
管理費	33,488	32,986	502	
人件費	21,266	20,788	478	
給料	7,287	7,470	△ 183	
賃金	6,358	5,624	734	
職員手当	3,192	3,377	△ 185	
福利厚生	3,142	3,069	73	
賞与引当金繰入	1,287	1,248	39	
管理経費	12,222	12,198	24	
諸謝金	260	260	0	
旅費交通費	267	267	0	
消耗品費	100	100	0	
燃料費	56	56	0	
光熱水料費	2,562	2,308	254	
通信運搬費	173	114	59	
手数料	483	483	0	
委託費	698	491	207	
賃借料	644	980	△ 336	
負担金	6,866	7,026	△ 160	
租税公課	113	113	0	
経常費用計	770,225	750,267	19,958	
当期経常増減額	0	△ 13,047	13,047	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	△ 13,047	13,047	
一般正味財産期首残高	7,125	20,172	△ 13,047	
一般正味財産期末残高	7,125	7,125	0	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0	
III 正味財産期末残高	57,125	57,125	0	

予 定 貸 借 対 照 表

令和6年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	125,008	121,949	3,059	
未収金	234	19	215	
立替金	980	471	509	
流動資産合計	126,222	122,439	3,783	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
(2) 特定資産				
施設修繕等積立資産	0	0	0	
退職給付引当資産	3,936	2,448	1,488	
特定資産合計	3,936	2,448	1,488	
(3) その他固定資産				
リース資産	37,703	49,473	△ 11,770	
その他固定資産合計	37,703	49,473	△ 11,770	
固定資産合計	91,639	101,921	△ 10,282	
資産合計	217,861	224,360	△ 6,499	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	45,842	38,547	7,295	
預り金	4,414	3,603	811	
賞与引当金	30,592	30,089	503	
リース債務	15,645	17,856	△ 2,211	
未払消費税等	9,209	12,547	△ 3,338	
流動負債合計	105,702	102,642	3,060	
2. 固定負債				
リース債務	22,058	31,617	△ 9,559	
退職給付引当金	32,976	32,976	0	
固定負債合計	55,034	64,593	△ 9,559	
負債合計	160,736	167,235	△ 6,499	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
地方公共団体補助金	50,000	50,000	0	
指定正味財産合計	50,000	50,000	0	
(うち基本財産への充当額)	50,000	50,000	0	
2. 一般正味財産	7,125	7,125	0	
正味財産合計	57,125	57,125	0	
負債及び正味財産合計	217,861	224,360	△ 6,499	

予定正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業活動収入	770,225	737,220	33,005	
基本財産運用収入	3	8	△ 5	
基本財産利息収入	3	8	△ 5	
協定事業収入	759,282	726,745	32,537	
指定管理受託収入	758,527	726,000	32,527	
講座受講料収入	755	745	10	
補助金等収入	5,379	4,906	473	
補助金収入	5,379	4,906	473	
自主事業収入	5,110	5,110	0	
講師派遣収入	100	100	0	
事業収入	4,910	4,910	0	
助成金収入	100	100	0	
雑収入	451	451	0	
受取利息	3	3	0	
雑収入	448	448	0	
経常収益計	770,225	737,220	33,005	
(2) 経常費用				
事業費	736,737	717,281	19,456	
人件費	493,721	489,446	4,275	
給料	155,252	158,411	△ 3,159	
賃金	169,853	159,786	10,067	
職員手当	68,176	72,295	△ 4,119	
福利厚生	71,135	70,113	1,022	
賞与引当金繰入	29,305	28,841	464	
事業経費	243,016	227,835	15,181	
諸謝金	9,517	9,163	354	
旅費交通費	295	232	63	
消耗品費	7,551	8,074	△ 523	
燃料費	1,450	1,450	0	
賄材料費	25	20	5	
会議費	335	307	28	
印刷製本費	1,356	1,204	152	
光熱水料費	55,275	50,323	4,952	
修繕費	5,306	20,031	△ 14,725	
医薬材料費	56	61	△ 5	
通信運搬費	4,485	3,362	1,123	
減価償却費	19,878	20,081	△ 203	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
手数料	3,077	3,486	△ 409	
保険料	2,092	2,012	80	
委託費	81,384	59,778	21,606	
賃借料	8,173	7,299	874	
負担金	122	94	28	
広告料	10	10	0	
租税公課	42,629	40,848	1,781	
管理費	33,488	32,986	502	
人件費	21,266	20,788	478	
給料	7,287	7,470	△ 183	
賃金	6,358	5,624	734	
職員手当	3,192	3,377	△ 185	
福利厚生	3,142	3,069	73	
賞与引当金繰入	1,287	1,248	39	
管理経費	12,222	12,198	24	
諸謝金	260	260	0	
旅費交通費	267	267	0	
消耗品費	100	100	0	
燃料費	56	56	0	
光熱水料費	2,562	2,308	254	
通信運搬費	173	114	59	
手数料	483	483	0	
委託費	698	491	207	
賃借料	644	980	△ 336	
負担金	6,866	7,026	△ 160	
租税公課	113	113	0	
経常費用計	770,225	750,267	19,958	
当期経常増減額	0	△ 13,047	13,047	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	△ 13,047	13,047	
一般正味財産期首残高	7,125	20,172	△ 13,047	
一般正味財産期末残高	7,125	7,125	0	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0	
III 正味財産期末残高	57,125	57,125	0	

一般財団法人奈良市総合財団の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の事業計画を次のとおり報告する。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 令和5年度事業計画書

令和5年度一般財団法人奈良市総合財団事業計画書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

1. 事業方針

一般財団法人奈良市総合財団は、奈良市が設置する公共施設の指定管理者として利用者の視点に立った管理運営に努め、多様化する市民ニーズに応じてあらゆる人にとって利用しやすく、安心・安全な施設を目指すとともに、文化・スポーツ・武道の普及振興事業及び「ならまち」・「都祁地域」の歴史文化資産を利用した地域振興事業並びに中小企業勤労者に対する福祉事業を実施し、更なる文化の創造及び市民福祉の増進を目指す。

当財団の運営にあたっては、全ての職員が経営改革の意識を強く持って財団の運営を進めることとし、組織統制の整備や職員の育成を積極的に進める。

令和5年度からは、北部会館市民文化ホールが奈良市の進める施設管理の一体化により、なら工藝館が指定管理者の選定結果により当財団が管理できなくなったことから、経営基盤が相当厳しい状況となり、更なる財源確保を図るべく事業計画における収益性の確保や経費節減と事業の質的向上に取り組み、市民の要請にきめ細かく応えるための努力を重ね、地域社会の発展に寄与するべく財団運営を図っていく。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、引き続き細心の対策を講じて市民の皆様が安心・安全に利用できるよう施設管理や事業に取り組む。

2. 事業内容

各施設の設立趣旨等を踏まえた管理運営と、文化の創造と福祉の増進に寄与することを目的として文化振興事業、スポーツ・武道振興事業、まちづくり振興事業、勤労者福祉サービス事業、都祁地域振興事業を推進する。

(1) 文化振興事業

国際文化観光都市奈良の文化の向上及び発信に努め、市民の美術鑑賞と創作活動の活性化による地域社会づくりに寄与することを目的とした事業を行う。

○なら100年会館

奈良県内最大級のホールという特色を生かして、多様な鑑賞の機会を提供するとともに、創造の場・創作拠点として様々なニーズに対応できる利用者のためのホールを目指す。

事業については、奈良が発祥の地である能楽の普及・発展に寄与する奈良の魅力再発見能楽普及事業、伝統文化の保存、普及及び継承につながる「伝統芸能こども文化祭」、子どもたちの情操を高めるとともに、芸術鑑賞等広く市民が文化に接する機会の拡充として、小さなお子様とファミリーで音楽を楽しめる「0歳からのオーケストラコンサート」や「クラシックコンサート」、障がいをお持ちの方や経済的に困難な方等社会的に弱い立場にある人を含め、誰もが音楽を楽しめる「バリアフリーコンサート」、また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため自粛していた事業の再開や各種講座定員を拡充し文化振興を図る。

○奈良市美術館

観光複合商業施設の利点を生かして、市民の優れた芸術作品を発表・鑑賞する機会を提供し、主催の展覧会事業を通じて、市民文化の創造と振興の促進を図る。

事業については、奈良市教育委員会及び奈良市美術家協会との共催作品展や公募展「奈良市美術展覧会－市展なら－」を開催する。また、大学等との連携協力による各種講座や芸術文化の振興と発信の一環として奈良の奥深い魅力を散策しながら紹介する「奈良の散歩道」を開催する。

また、近代奈良の歴史文化や生活文化を掘り下げて、奈良の魅力を見つめなおすシリーズ「奈良を観る」展を開催するほか、子どもから大人まで現代芸術を通して日常の見え方や感じ方に変化を与える鑑賞体験を目的とした展覧会を開催する。

○奈良市杉岡華邨書道美術館

利用者に書道芸術の学習、書道作品等の鑑賞の機会を提供し、書道の普及向上及び市民文化の形成促進を図る。

事業については、企画展に関連する内容や、書道に関する幅広い分野をテーマにした「書道文化講座」、展示作品についての「解説会」、初心者から参加できるワークショップや実践的な作品制作のための「書道実技講座」、また、奈良教育大学仮名書道研究室の協力により未就学児向けの「子ども筆書き体験講座」や「夏休み子どもクイズ」を開催する。

また、友の会（平成26年度発足）会員に展覧会の情報を発信する等、書道の普及活動を行う。

展覧会においては、成田山書道美術館の収蔵する松崎コレクションを3年にわたり順次公開するほか、書道の専門教育を行う大学で学んだ書家の作品を紹介するシリーズ展の第3回目となる企画展や生誕110年となる杉岡華邨作品による特別展等を館蔵品展とともに開催する。

[指定管理施設]

なら100年会館

奈良市美術館

奈良市杉岡華邨書道美術館

(2) スポーツ・武道振興事業

奈良市が策定した「奈良市スポーツ推進計画」に沿ってスポーツ・武道の普及振興を図り、青少年の健全育成、利用者の心身の健全な発達に寄与するための事業を行う。

○奈良市鴻ノ池陸上競技場等11体育施設

奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ代表ミズノスポーツサービスと協働で、指定管理運営コンセプトである「スポーツでまちづくり」推進拠点として、奈良市体育協会加盟団体の協力による陸上競技、ソフトテニス、卓球、バドミントン等の競技スポーツ関連の教室、女性を対象とした「健康体操教室」や「やさしいヨガ教室」、トップアスリートとの交流を深めることのできる「バスケットボールスクール」、また、新規事業として「ハンドボールスクール」、「屋内ソフトテニス大会」、個人技術習得を目的とした「サッカースクール」を開催する。スポーツ活動の機会を提供し、子どもたちの運動能力向上、生活習慣病予防等の健康増進につなげる。

○奈良市中央武道場等4体育施設

武道発祥の中心地として、剣道・柔道・なぎなた・槍術・弓道等の各種武道関連団体との連携協力のもと、「武道教室」、「奈良市武道士用稽古会」、「奈良市寒稽古会」、「奈良市参禅会」を開催し、人格の形成、道徳心の向上、礼節を尊重する心の養成を図るとともに、武道人口の裾野の拡大及び武道の更なる発展・活性化に努める。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため縮小していた外国人観光客向けの弓道体験教室を計画どおり開催する。

そのほか「操体法教室」、「健康体操教室（メロディ・アリサ、ゆるやか体操）」、「ノルディックウォーキング教室」を開催し、未就学児や高齢者の健康増進に寄与する。

○奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等18体育施設

スポーツを気軽に楽しむ機会を提供し、市民の健康維持・増進と運動するきっかけを作ることで、スポーツを通じたまちづくりを図る。

事業については、屋内温水プールで、幼児から大人まで幅広い年齢層に対して、泳ぐ楽しさの啓発や健康促進を目的とした「水泳教室」、「水中健康運動教室」を開催する。体育館では、無理なく運動を楽しみ、健康増進に寄与する軽運動の教室として「ダンベル&健康運動教室」、「やさしいストレッチング教室」、「たのしいフロアウォーキング教室」、「エアロビクス教室」を開催する。新規事業として地元の富雄東地域包括支援センターと連携し、「介護予防・認知症予防講座」を開催し、様々な角度から健康増進につなげる事業を開催し、更なるスポーツ振興に努める。

[指定管理施設]

奈良市鴻ノ池球場

奈良市緑ヶ丘球場

奈良市中央体育館

奈良市中央第二体育館

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館

奈良市鴻ノ池陸上競技場

奈良市青山プール

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール

奈良市柏木コート

奈良市黒谷コート

奈良市平城第一コート

奈良市平城第二コート

奈良市青山コート

奈良市佐保山コート

奈良市鴻ノ池コート

奈良市西部生涯スポーツセンターコート
奈良市南部生涯スポーツセンターコート
奈良市中央武道場
奈良市中央第二武道場
奈良市弓道場
奈良市柏木球技場
奈良市黒谷球技場
奈良市平城第一球技場
奈良市平城第二球技場
奈良市奈良阪球技場
奈良市登美ヶ丘球技場
奈良市西部生涯スポーツセンター球技場
奈良市南部生涯スポーツセンター球技場
奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場
奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート
奈良市鴻ノ池相撲場
奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス

(3) まちづくり振興事業

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域文化を振興するとともに伝統的文化、芸能及び工芸を継承することにより、「ならまち」の活性化と市民文化の発展に寄与するための事業を行う。

○奈良市ならまちセンター

市民ホールや図書館、市役所連絡所、カフェが併設した「ならまち」の中心的な複合施設として、活動の連携や新たな展開などの相乗効果が生まれる魅力的な拠点施設を目指す。

事業については、地域に密着し根付いている「ならまち篝火コンサート」、地元奈良出身の演奏家を起用した「ならまちコンサート」や「ならまち新春コンサート」、地域連携として奈良町落語館との「ならまち落語会」、NPO団体や地元教育機関及

び春日大社との共同企画「子どもおん祭」のほか、市民の成果発表の場であり地域交流のふれあいの場として「ならまち“いきいき”フェスティバル」等を開催する。また、館内にある図書館やカフェの協力により地域経済の活性化を目的とした「芝生広場活用プロジェクト」のほか、第二次文化振興計画に基づき奈良市と連携した「暮らしに芸術の感動を届けるプロジェクト」と題したまちなかライブやアウトリーチ活動を進めていく。1階ギャラリーでは「アートによる憧れと発見の知的空間」をテーマとした展示やトークイベント、市民参加型のワークショップを展開する。

○奈良市音声館

伝統的な芸能の継承と音楽・演芸の振興を図り、地域とのつながりやネットワークの蓄積とともに市民文化の向上を図る。

事業については、奈良に伝わる「わらべうた」をあらゆる世代に伝承するための事業として「ならまちわらべうた教室」を通年で開催し、奈良の歴史や文化を伝承する事業として、東大寺監修による創作ミュージカル「二月堂良弁杉」の定期公演をはじめ、大紙芝居の学校等への出張公演も積極的に行う。また、音楽を通じた市民のふれあいの場や音楽愛好者へ発表の場を提供する事業として「エントランスコンサート」等の定期公演、プロアーティストによる特別コンサートを行い、市民からの声をもとに企画した市民参加型の「ミュージックフェスティバル」や「スタインウェイピアノを弾いてみよう」も継続して行う。

そのほか、奈良市内外の幼稚園や保育園等で「出張わらべうた教室」、「日本の伝統文化を学ぼう（子どもお茶教室・子どもいけばな教室・子ども和裁教室）」、「子ども邦楽教室（箏・三味線）」を開催し、子どもたちに伝統文化や伝統芸能を学ぶ場を提供する。また、大人を対象とした邦楽教室「大人の邦楽～箏～」、「大人の邦楽～浄瑠璃～」に加え、いけばなや和裁のワークショップを行い、広い世代に音楽や伝統文化の楽しさを伝えていく事業を展開する。

○入江泰吉記念奈良市写真美術館

奈良大和路を撮り続けた写真家・入江泰吉の写真作品を保存・整理、展示公開する事業を継続的に実施し、奈良から写真文化の発信を行う。奈良を撮り続けた入江作品を中心に国内外で活躍する写真家も取り上げ、写真表現の多様性や魅力を紹介する。あわせて入江作品のデジタル化、データベースの構築を継続的に行いつつ、メタバーズ（Web上の3次元仮想空間）のなかでも実証実験として多角的に事業を展開する。

また、写真の教育・普及事業として「高畑デジタル写真倶楽部」等の各種講座や、第五回入江泰吉記念写真賞（令和5年度開催）の実施に向けて取り組み、更なる写真文化の発展と奈良から世界に通用する写真家の育成に努める。

○入江泰吉旧居

写真家・入江泰吉の人となりとその功績を顕彰する事業を入江泰吉記念奈良市写真美術館と協働展開し、入江の大和路に込めた思いや奈良の奥深い魅力を引き出す講座やイベントを充実させる。また、東大寺旧境内にある旧居と高畑にある写真美術館双方の立地を生かして、地域の活性化や新たな観光資源の発掘に取り組み、寺社や奈良市きたまちの活動団体等と連携し入江泰吉旧居から奈良文化の発信と古都散策の拠点を目指す。

○奈良市ならまち格子の家

ならまち観光の見所紹介等の案内業務及びならまちの歴史と町並み紹介の常設展示を開催し、奈良の町家の生活様式に直接触れる機会を観光客や市民に提供する。また、コンソーシアム事業として物販や体験事業のほか、イベントの情報を常時提供できる事業を行う。

[指定管理施設]

奈良市ならまちセンター

奈良市音声館

入江泰吉記念奈良市写真美術館

入江泰吉旧居

奈良市ならまち格子の家

(4) 勤労者福祉サービス事業

○勤労者福祉サービスセンター事業部門、奈良市勤労者総合福祉センター

地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上及び余暇活用の充実、生活の安定を図るため、総合的な福祉事業を行う。

事業については、市内中小企業勤労者の福利厚生の上を目指すべく、会員制度「うえるびい奈良」の充実を図り、会員の募集に努めながら、人間ドックの費用補助等による健康意識の向上を図る事業や、バスツアー、旅行費用補助、コンサート・スポーツ・グルメ・レジャー施設チケットの斡旋、趣味・教養講座の受講補助、貸付斡旋

事業等の余暇活用の充実を図るための事業、会員とその家族に対する慶弔給付等の事業を実施する。また、全国中小企業勤労者福祉サービスセンターへの加盟により、全国の協定施設の利用サービス等多彩なメニューや地域に根差したサービスを提供することによって、福利厚生の実充実と企業のイメージアップ、人材の確保及び定着、士気高揚につなげ、中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与する事業を行う。

施設の管理運営の事業においては、教養及び文化の向上、健康の維持増進を図るべく、勤労者や市民を対象として、自己啓発事業の「パソコン教室」や「陶芸教室」、生涯スポーツ事業の「社交ダンス教室」、「ヨガ教室」等、利用者の要望を取り入れながら、働き方改革によるワークライフバランスの向上、withコロナや自然災害等の非常時での業務の効率化を目的としたテレワークの導入による勤労者のスキルアップを目指すニーズに応じた各種教室、セミナー等を開催する。

[指定管理施設]

奈良市勤労者総合福祉センター

(5) 都祁地域振興事業

奈良市東部の玄関口として、中山間部の様々な伝統ある文化・芸術を推奨しつつ「安心と癒しに包まれた故郷づくり」、「文化的な故郷づくり」の拠点施設を目指す。

○奈良市都祁交流センター、奈良市都祁体育館、奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設

地域間・世代間交流事業として、未就学の子どもたちを対象にブラックシアターや絵本、紙芝居の読み聞かせを行う「おはなし会」の定期開催や大和高原産の野菜・果実・穀類等を定期的に販売する「青空市」を開催し、生産者の多くを占める高齢者の生きがい・やりがいを後押しする。また、「都祁映画祭」の開催により、それぞれの世代の共有認識を育み、地域を超えた住民の交流と豊かな感受性の充実に努める。音楽の里づくり事業として、次世代の演奏家を発掘するため、YSKシンフォニックアンサンブル吹奏楽団の協力を得ながら、地元小中学校への「出前指導」や「合同演奏会」を開催し、音楽の魅力・演奏技術の向上を図る。

スポーツ施設では、ネット予約システム「e古都なら」による利用促進を更に拡大するとともに、事業については、いつでも、どこでも、誰もが安心して気軽に参加できる健康・体力づくりに重点を置き、「ヨガ教室」、「ウォーキング教室」、「軽スポーツ体験」等を開催する。

そのほか、都祁福祉センター及び都祁公民館、各種文化団体や小中高等学校とも積極的に協力し、「つげまつり」や「子ども映画会」等、地域密着型の共催事業を実施する。

[指定管理施設]

奈良市都祁交流センター

奈良市都祁体育館

奈良市都祁生涯スポーツセンターコート

奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場

奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート

奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス

収 支 予 算 書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	9	9	0	
基本財産受取利息	9	9	0	
② 特定資産運用益	45	45	0	
特定資産受取利息	45	45	0	
③ 受取入会金	175	175	0	
受取入会金	175	175	0	
④ 受取会費	35,816	36,086	△ 270	
受取会費	35,816	36,086	△ 270	
⑤ 事業収益	134,522	170,412	△ 35,890	
入場料収益	35,755	43,004	△ 7,249	
観覧料収益	0	0	0	
受講料収益	67,815	95,127	△ 27,312	
利用料金収益	9,007	9,007	0	
出品料収益	600	600	0	
協賛金収益	0	3,000	△ 3,000	
参加費収益	1,662	1,606	56	
普及事業収益	485	485	0	
小売業収益	3,425	3,550	△ 125	
受取手数料	2,489	4,212	△ 1,723	
事業受託収益	210	208	2	
共催事業管理収益	12,365	8,984	3,381	
その他収益	709	629	80	
⑥ 受取補助金等	1,209,006	1,327,912	△ 118,906	
受取指定管理料	1,182,204	1,240,317	△ 58,113	
受取地方公共団体補助金	26,002	87,595	△ 61,593	
受取民間助成金	800	0	800	
⑦ 受取負担金	20,965	20,218	747	
受取負担金	20,965	20,218	747	
⑧ 雑収益	4,730	4,559	171	
受取利息	4	6	△ 2	
雑収益	2,470	2,297	173	
運営協力金等収益	2,256	2,256	0	
経常収益計	1,405,268	1,559,416	△ 154,148	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,465,768	1,502,332	△ 36,564	
給料手当	451,966	455,606	△ 3,640	
臨時雇賃金	53,939	53,680	259	
福利厚生費	98,505	99,109	△ 604	
視察費	50	100	△ 50	
旅費交通費	1,042	875	167	
通信運搬費	9,400	10,746	△ 1,346	
減価償却費	2,906	3,207	△ 301	
地方公共団体帰属備品等購入費	1,508	0	1,508	
消耗什器備品費	1,133	1,230	△ 97	
消耗品費	27,082	33,286	△ 6,204	
修繕費	14,030	14,715	△ 685	
印刷製本費	13,037	13,719	△ 682	
燃料費	1,445	1,635	△ 190	
光熱水料費	261,472	266,510	△ 5,038	
賃借料	29,025	31,248	△ 2,223	
保険料	7,341	8,285	△ 944	
諸謝金	42,428	46,705	△ 4,277	
租税公課	54,409	60,572	△ 6,163	
支払負担金	4,182	4,210	△ 28	
支払助成金	49,601	48,467	1,134	
委託費	325,519	332,353	△ 6,834	
会議費	25	25	0	
支払手数料	8,265	8,401	△ 136	
広告宣伝費	2,663	3,040	△ 377	
仕入	1,576	1,574	2	
交際費	65	58	7	
原材料費	1,435	1,455	△ 20	
医薬材料費	1,621	1,421	200	
雑費	98	100	△ 2	
② 管理費	70,147	62,633	7,514	
役員報酬	6,279	177	6,102	
給料手当	45,513	45,513	0	
福利厚生費	9,490	8,579	911	
研修費	69	97	△ 28	
旅費交通費	21	25	△ 4	
通信運搬費	441	438	3	
減価償却費	202	0	202	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
消耗品費	544	531	13	
修繕費	8	8	0	
燃料費	36	33	3	
賃借料	4,245	3,950	295	
保険料	5	5	0	
諸謝金	642	642	0	
租税公課	40	41	△ 1	
支払負担金	281	135	146	
委託費	2,140	2,272	△ 132	
支払手数料	191	187	4	
経常費用計	1,535,915	1,564,965	△ 29,050	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 130,647	△ 5,549	△ 125,098	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 130,647	△ 5,549	△ 125,098	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 130,647	△ 5,549	△ 125,098	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 130,647	△ 5,549	△ 125,098	
法人税、住民税及び事業税	3,243	2,957	286	
当期一般正味財産増減額	△ 133,890	△ 8,506	△ 125,384	
一般正味財産期首残高	332,542	299,885	32,657	
一般正味財産期末残高	198,652	291,379	△ 92,727	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	284,656	377,383	△ 92,727	

予 定 貸 借 対 照 表

令和6年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	196,649	242,749	△ 46,100	
現金	2,783	2,931	△ 148	
普通預金	193,866	239,818	△ 45,952	
当座預金	0	0	0	
未収金	1,562	36,671	△ 35,109	
前払金	360	1,620	△ 1,260	
商品	3,278	3,345	△ 67	
貯蔵品	61	63	△ 2	
流動資産合計	201,910	284,448	△ 82,538	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
(2) 特定資産				
財政変動準備積立金	102,000	132,000	△ 30,000	
減価償却引当預金	2,739	2,739	0	
書道芸術振興積立金	36,021	36,549	△ 528	
永年在会給付事業積立預金	7,441	5,065	2,376	
運営基金積立準備預金	2,497	8,322	△ 5,825	
共済事業引当預金	685	68	617	
記念事業費積立預金	3,485	3,485	0	
特定資産合計	154,868	188,228	△ 33,360	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	0	0	0	
什器備品	404	629	△ 225	
リース資産	14,408	2,637	11,771	
預託金	9	9	0	
その他固定資産合計	14,821	3,275	11,546	
固定資産合計	219,689	241,503	△ 21,814	
資産の部合計	421,599	525,951	△ 104,352	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	80,991	91,961	△ 10,970	
前受金	505	517	△ 12	
預り金	41,040	12,290	28,750	
リース債務	2,930	2,637	293	
流動負債合計	125,466	107,405	18,061	
2. 固定負債				
リース債務	11,477	0	11,477	
固定負債合計	11,477	0	11,477	
負債の部合計	136,943	107,405	29,538	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	86,004	86,004	0	
指定正味財産合計	86,004	86,004	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(36,004)	(36,004)	(0)	
2. 一般正味財産	198,652	332,542	△ 133,890	
(うち特定資産への充当額)	(118,864)	(152,225)	(△33,361)	
正味財産の部合計	284,656	418,546	△ 133,890	
負債及び正味財産合計	421,599	525,951	△ 104,352	

予定正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	9	8	1	
基本財産受取利息	9	8	1	
② 特定資産運用益	45	41	4	
特定資産受取利息	45	41	4	
③ 受取入会金	175	162	13	
受取入会金	175	162	13	
④ 受取会費	35,816	35,801	15	
受取会費	35,816	35,801	15	
⑤ 事業収益	134,522	107,787	26,735	
入場料収益	35,755	8,705	27,050	
観覧料収益	0	0	0	
受講料収益	67,815	65,258	2,557	
利用料金収益	9,007	6,967	2,040	
出品料収益	600	530	70	
協賛金収益	0	3,000	△ 3,000	
参加費収益	1,662	1,181	481	
普及事業収益	485	79	406	
小売業収益	3,425	2,138	1,287	
受取手数料	2,489	4,014	△ 1,525	
事業受託収益	210	105	105	
共催事業管理収益	12,365	12,873	△ 508	
その他収益	709	2,937	△ 2,228	
⑥ 受取補助金等	1,209,006	1,367,997	△ 158,991	
受取指定管理料	1,182,204	1,275,452	△ 93,248	
受取地方公共団体補助金	26,002	92,545	△ 66,543	
受取民間助成金	800	0	800	
⑦ 受取負担金	20,965	17,961	3,004	
受取負担金	20,965	17,961	3,004	
⑧ 雑収益	4,730	7,676	△ 2,946	
受取利息	4	6	△ 2	
雑収益	2,470	5,069	△ 2,599	
運営協力金等収益	2,256	2,601	△ 345	
経常収益計	1,405,268	1,537,433	△ 132,165	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,465,768	1,484,265	△ 18,497	
給料手当	451,966	481,993	△ 30,027	
臨時雇賃金	53,939	61,069	△ 7,130	
福利厚生費	98,505	91,750	6,755	
視察費	50	0	50	
旅費交通費	1,042	545	497	
通信運搬費	9,400	8,045	1,355	
減価償却費	2,906	3,205	△ 299	
地方公共団体帰属備品等購入費	1,508	0	1,508	
消耗什器備品費	1,133	406	727	
消耗品費	27,082	23,893	3,189	
修繕費	14,030	14,482	△ 452	
印刷製本費	13,037	10,383	2,654	
燃料費	1,445	1,262	183	
光熱水料費	261,472	305,116	△ 43,644	
賃借料	29,025	26,675	2,350	
保険料	7,341	6,493	848	
諸謝金	42,428	35,241	7,187	
租税公課	54,409	65,652	△ 11,243	
支払負担金	4,182	4,123	59	
支払助成金	49,601	45,102	4,499	
委託費	325,519	288,302	37,217	
会議費	25	3	22	
支払手数料	8,265	4,672	3,593	
広告宣伝費	2,663	1,572	1,091	
仕入	1,576	1,332	244	
交際費	65	65	0	
原材料費	1,435	1,433	2	
医薬材料費	1,621	1,418	203	
雑費	98	33	65	
② 管理費	70,147	65,886	4,261	
役員報酬	6,279	3,121	3,158	
給料手当	45,513	45,844	△ 331	
福利厚生費	9,490	8,728	762	
研修費	69	60	9	
旅費交通費	21	6	15	
通信運搬費	441	304	137	
減価償却費	202	121	81	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
消耗什器備品費	0	1,070	△ 1,070	
消耗品費	544	436	108	
修繕費	8	8	0	
印刷製本費	0	17	△ 17	
燃料費	36	33	3	
賃借料	4,245	4,114	131	
保険料	5	3	2	
諸謝金	642	437	205	
租税公課	40	15	25	
支払負担金	281	221	60	
委託費	2,140	1,177	963	
支払手数料	191	171	20	
経常費用計	1,535,915	1,550,151	△ 14,236	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 130,647	△ 12,718	△ 117,929	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 130,647	△ 12,718	△ 117,929	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
受取補助金等	0	0	0	
受取地方公共団体補助金	0	0	0	
雑益	0	2,637	△ 2,637	
雑益	0	2,637	△ 2,637	
経常外収益計	0	2,637	△ 2,637	
(2) 経常外費用				
特別退職金	0	0	0	
特別退職金	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	2,637	△ 2,637	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 130,647	△ 10,081	△ 120,566	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 130,647	△ 10,081	△ 120,566	
法人税、住民税及び事業税	3,243	71	3,172	
当期一般正味財産増減額	△ 133,890	△ 10,152	△ 123,738	
一般正味財産期首残高	332,542	342,694	△ 10,152	
一般正味財産期末残高	198,652	332,542	△ 133,890	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	284,656	418,546	△ 133,890	

令和5年度奈良市一般会計予算

令和5年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ149,980,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 市 税		54,091,598 ^{千円}
	1. 市 民 税	26,671,177
	2. 固 定 資 産 税	20,551,107
	3. 軽 自 動 車 税	734,258
	4. 市 た ば こ 税	1,636,715
	5. 入 湯 税	30,000
	6. 事 業 所 税	1,004,596
	7. 都 市 計 画 税	3,463,745
2. 地 方 譲 与 税		864,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	260,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	540,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	64,000
3. 利 子 割 交 付 金		180,000
	1. 利 子 割 交 付 金	180,000
4. 配 当 割 交 付 金		850,000
	1. 配 当 割 交 付 金	850,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		900,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	900,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		580,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	580,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		8,200,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	8,200,000

款	項	金 額
8. ゴルフ場利用税交付金		300,000 ^{千円}
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000
9. 環境性能割交付金		150,000
	1. 環境性能割交付金	150,000
10. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		3,000
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,000
11. 地方特例交付金		330,000
	1. 地方特例交付金	330,000
12. 地方交付税		19,280,000
	1. 地方交付税	19,280,000
13. 交通安全対策特別交付金		50,000
	1. 交通安全対策特別交付金	50,000
14. 分担金及び負担金		570,737
	1. 分 担 金	4,775
	2. 負 担 金	565,962
15. 使用料及び手数料		2,632,172
	1. 使 用 料	1,905,888
	2. 手 数 料	726,284
16. 国庫支出金		30,002,263
	1. 国庫負担金	21,058,587
	2. 国庫補助金	3,022,025
	3. 国庫委託金	142,373
	4. 国庫交付金	5,779,278

款	項	金 額
17. 県 支 出 金		10,596,966 ^{千円}
	1. 県 負 担 金	6,482,861
	2. 県 補 助 金	1,846,722
	3. 県 委 託 金	224,934
	4. 県 交 付 金	2,042,449
18. 財 産 収 入		759,438
	1. 財 産 運 用 収 入	290,668
	2. 財 産 売 払 収 入	468,770
19. 寄 附 金		736,440
	1. 寄 附 金	736,440
20. 繰 入 金		1,492,968
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	128,061
	2. 基 金 繰 入 金	1,364,907
21. 諸 収 入		2,857,918
	1. 延滞金・加算金及び過料	230,000
	2. 預 金 利 子	201
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	454,380
	4. 雑 入	2,173,337
22. 市 債		14,552,500
	1. 市 債	14,552,500
歳 入 合 計		149,980,000

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		661,939 ^{千円}
	1. 議 会 費	661,939
2. 総 務 費		16,950,475
	1. 総 務 管 理 費	11,449,277
	2. 企 画 費	2,597,886
	3. 徴 税 費	1,479,556
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1,116,886
	5. 選 挙 費	216,919
	6. 統 計 調 査 費	31,290
	7. 監 査 委 員 費	58,661
3. 民 生 費		67,676,667
	1. 社 会 福 祉 費	31,429,581
	2. 児 童 福 祉 費	23,174,096
	3. 生 活 保 護 費	12,876,821
	4. 国 民 年 金 事 務 費	196,169
4. 衛 生 費		12,537,672
	1. 保 健 衛 生 費	5,068,846
	2. 保 健 所 費	1,496,936
	3. 清 掃 費	5,820,064
	4. 上 水 道 費	151,826
5. 労 働 費		125,910
	1. 労 働 諸 費	125,910

款	項	金額
6. 農 林 水 産 業 費		769,303 ^{千円}
	1. 農 林 費	769,303
7. 商 工 費		813,143
	1. 商 工 費	813,143
8. 観 光 費		1,071,096
	1. 観 光 費	1,071,096
9. 土 木 費		11,271,476
	1. 土 木 管 理 費	153,265
	2. 道 路 橋 梁 費	3,689,475
	3. 河 川 費	301,477
	4. 都 市 計 画 費	5,329,845
	5. 下 水 道 費	1,272,750
	6. 住 宅 費	524,664
10. 消 防 費		4,257,127
	1. 消 防 費	4,257,127
11. 教 育 費		15,488,408
	1. 教 育 総 務 費	5,254,339
	2. 小 学 校 費	3,044,197
	3. 中 学 校 費	1,087,140
	4. 高 等 学 校 費	975,905
	5. 幼 稚 園 費	767,355
	6. 社 会 教 育 費	1,668,868
	7. 保 健 体 育 費	2,690,604

款	項	金額
12. 災害復旧費		63,000 ^{千円}
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	32,000
	2. 土木施設災害復旧費	31,000
13. 公債費		17,951,289
	1. 公債費	17,951,289
14. 諸支出金		292,495
	1. 地元公共事業基金	283,848
	2. 財政調整基金	5,000
	3. 減債基金	3,647
15. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		149,980,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期間	限度額
議会だより印刷経費		令和5年度から 令和6年度まで	5,200 ^{千円}
職員貸与被服購入経費		令和5年度から 令和6年度まで	18,000
しみんだより配布業務委託		令和5年度から 令和10年度まで	12円に配布部数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
県民だより配布業務委託		令和5年度から 令和10年度まで	12円に配布部数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
上下水道だより配布業務委託		令和5年度から 令和10年度まで	4.8円に配布部数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
議会だより配布業務委託		令和5年度から 令和10年度まで	6.3円に配布部数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
しみんだより印刷経費		令和5年度から 令和6年度まで	54,000
防犯カメラ電柱添架料		令和5年度から 令和9年度まで	28

事 項	期 間	限 度 額
情報システム機器廃棄委託	令和5年度から 令和6年度まで	3,183 ^{千円}
ユニホーム等スポンサー広告料	令和5年度から 令和6年度まで	2,000
奈良市鴻ノ池陸上競技場改修工事	令和5年度から 令和6年度まで	143,800
妊産婦のタクシー利用促進事業委託	令和5年度から 令和7年度まで	500円にタクシー利用券利用 枚数を乗じた額
急速充電器保守点検業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	388
税額通知書印刷等経費	令和5年度から 令和6年度まで	18,000
行旅死亡人葬祭委託	令和5年度から 令和6年度まで	2,500
平城西地域ほか2地域における地域子育て 支援拠点事業委託	令和5年度から 令和9年度まで	158,864
子ども・子育て支援事業計画策定業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	2,500
こども園・保育園給食食材調達経費	令和5年度から 令和6年度まで	2,800
こども園・保育園給食調理員等検便手数料	令和5年度から 令和6年度まで	900
こども園給食調理業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	25,800
奈良市子どもセンター寝具賃借料	令和5年度から 令和6年度まで	2,700
奈良市子どもセンター夜間休日電話対応業 務委託	令和5年度から 令和6年度まで	5,000
児童虐待防止SNS相談業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	9,200
一時保護所指導員検便手数料	令和5年度から 令和6年度まで	110
放課後児童健全育成事業団体傷害保険料	令和5年度から 令和6年度まで	3,400
私立保育所施設整備費補助事業	令和5年度から 令和6年度まで	47,141
私立認定こども園施設整備費補助事業	令和5年度から 令和6年度まで	251,374
がん検診受診券印刷等経費	令和5年度から 令和6年度まで	5,000
がん検診等カルテ印刷経費	令和5年度から 令和6年度まで	2,100
保健所事務総合システム導入経費	令和5年度から 令和10年度まで	46,200
ごみカレンダー配布業務委託	令和5年度から 令和10年度まで	4.2円に配布部数を乗じ、消費 税及び地方消費税を加えた額
最終処分地浸出水処理用薬品購入経費	令和5年度から 令和6年度まで	25,000

事 項	期 間	限 度 額
最終処分地濃縮塩運搬処理業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	55,000 ^{千円}
環境清美工場焼却炉管理用薬品購入経費	令和5年度から 令和6年度まで	104,000
環境清美工場焼却灰等運搬業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	20,000
環境清美工場高圧洗浄機賃借料	令和5年度から 令和6年度まで	1,000
環境清美工場ばい煙等測定分析手数料	令和5年度から 令和6年度まで	8,500
環境清美工場排ガス等ダイオキシン類測定 分析手数料	令和5年度から 令和6年度まで	7,000
衛生浄化センター浄化処理用薬品購入経費	令和5年度から 令和6年度まで	12,500
衛生浄化センター生活環境等測定手数料	令和5年度から 令和6年度まで	2,400
起業家支援業務委託	令和5年度から 令和8年度まで	58,300
奈良工芸後継者育成支援経費	令和5年度から 令和8年度まで	16,560
橋梁長寿命化修繕・耐震補強工事現場技術 業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	15,000
1号跨道橋ほか2橋長寿命化修繕・耐震補 強工事	令和5年度から 令和6年度まで	200,000
河川浚渫経費	令和5年度から 令和6年度まで	3,000
歴史的風致維持向上計画策定業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	5,000
奥柳登美ヶ丘線街路改良工事	令和5年度から 令和6年度まで	400,000
公園樹木剪定業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	2,000
感染性廃棄物収集運搬手数料	令和5年度から 令和6年度まで	2,173
医療用酸素ボンベ購入経費	令和5年度から 令和6年度まで	1,254
ストップいじめならダイヤル夜間休日業務 委託	令和5年度から 令和6年度まで	3,861
児童用防犯ブザー購入経費	令和5年度から 令和6年度まで	1,600
一条高等学校・中学校校舎建設事業	令和5年度から 令和6年度まで	1,001,677
奈良市埋蔵文化財調査センター清掃業務委 託	令和5年度から 令和6年度まで	1,386
奈良市埋蔵文化財調査センター公用車賃借 料	令和5年度から 令和6年度まで	856
学校給食献立印刷経費	令和5年度から 令和6年度まで	2,000

事 項	期 間	限 度 額
学校給食調理員等検便手数料	令和5年度から 令和6年度まで	1,200 ^{千円}
学校給食食材調達経費	令和5年度から 令和6年度まで	545,548
東部地域学校給食食材配送業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	5,500
指定管理者による奈良市月ヶ瀬福祉センターの管理に要する経費	令和5年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市都祁福祉センターの管理に要する経費	令和5年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市男女共同参画センターの管理に要する経費	令和5年度から 令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市都祁交流センターの管理に要する経費	令和5年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による旧柳生藩家老屋敷ほか2施設の管理に要する経費	令和5年度から 令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による梅の郷月ヶ瀬温泉ほか1施設の管理に要する経費	令和5年度から 令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	千円 644,900	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
文化振興施設整備事業	329,700	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	822,000	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	501,500	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	136,500	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	293,000	〃	〃	〃
労働福祉施設整備事業	22,400	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	26,500	〃	〃	〃
林業施設整備事業	3,300	〃	〃	〃
観光施設整備事業	5,100	〃	〃	〃
道路事業	1,860,700	〃	〃	〃
河川事業	135,700	〃	〃	〃
都市計画事業	2,081,400	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	27,500	〃	〃	〃
消防施設整備事業	334,100	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	2,031,700	〃	〃	〃
中高一貫校施設整備事業	2,214,400	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	230,900	〃	〃	〃
学校給食施設整備事業	9,200	〃	〃	〃
災害復旧事業	42,000	〃	〃	〃
臨時財政対策	2,800,000	〃	〃	〃
計	14,552,500			

令和5年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計予算

令和5年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 県 支 出 金		833 ^{千円}
	1. 県 補 助 金	833
2. 諸 収 入		6,667
	1. 雑 入	6,667
歳 入 合 計		7,500

歳 出

款	項	金 額
1. 住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 費		7,500 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	7,500
歳 出 合 計		7,500

令和5年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

令和5年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,300,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3款事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		6,757,065 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	6,757,065
2. 使用料及び手数料		120
	1. 手 数 料	120
3. 県 支 出 金		27,719,164
	1. 県 補 助 金	27,719,164
4. 財 産 収 入		200
	1. 財 産 運 用 収 入	200
5. 繰 入 金		2,748,665
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,603,665
	2. 基 金 繰 入 金	145,000
6. 諸 収 入		74,786
	1. 延 滞 金 及 び 過 料	5,000
	2. 雑 入	69,286
	3. 療養費等指定公費返還金	500
歳 入 合 計		37,300,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		457,811 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	362,293
	2. 賦 課 徴 収 費	94,790
	3. 運 営 協 議 会 費	728
2. 保 険 給 付 費		25,831,511
	1. 給 付 諸 費	25,831,511
3. 事 業 費 納 付 金		10,598,000
	1. 医 療 給 付 費 金 事 業 費 納 付 金	6,900,000
	2. 後 期 高 齢 者 支 援 金 事 業 費 納 付 金	2,767,000
	3. 介 護 納 付 金 事 業 費 納 付 金	931,000
4. 共 同 事 業 拠 出 金		9
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	9
5. 保 健 事 業 費		381,162
	1. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	337,456
	2. 保 健 事 業 費	43,706
6. 基 金 積 立 金		200
	1. 基 金 積 立 金	200
7. 諸 支 出 金		31,307
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	30,807
	2. 療 養 費 等 指 定 公 費 立 替 金	500
歳 出 合 計		37,300,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険証印刷等経費	令和5年度から 令和6年度まで	6,200 ^{千円}
国民健康保険料通知書印刷等経費	令和5年度から 令和6年度まで	8,400
特定健康診査受診券印刷等経費	令和5年度から 令和6年度まで	2,200

令和5年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算

令和5年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,365,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国庫支出金		31,800 ^{千円}
	1. 国庫交付金	31,800
2. 清算金		35,242
	1. 清算金	35,242
3. 繰入金		1,090,758
	1. 一般会計繰入金	1,090,758
4. 市債		207,200
	1. 市債	207,200
歳入合計		1,365,000

歳出

款	項	金額
1. 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費		103,841 ^{千円}
	1. 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費	103,841
2. JR奈良駅南地区 土地区画整理事業費		682,059
	1. JR奈良駅南地区 土地区画整理事業費	682,059
3. 公債費		579,100
	1. 公債費	579,100
歳出合計		1,365,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
J R 奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池築造工事	令和5年度から 令和7年度まで	千円 240,000

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
J R 奈良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	千円 207,200	普 通 貸 借 又 は 債 券 発 行	5.0%以内（利 率見直し方式 により当該利 率の見直しを 行った後にお いては、見直 し後の利率と する。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	207,200			

令和5年度奈良市介護保険 特別会計予算

令和5年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 保 險 料		7,673,251 ^{千円}
	1. 介 護 保 險 料	7,673,251
2. 国 庫 支 出 金		7,864,361
	1. 国 庫 負 担 金	6,087,954
	2. 国 庫 補 助 金	1,776,407
3. 支 払 基 金 交 付 金		9,339,046
	1. 支 払 基 金 交 付 金	9,339,046
4. 県 支 出 金		4,920,375
	1. 県 負 担 金	4,727,557
	2. 県 補 助 金	192,818
5. 財 産 収 入		6,200
	1. 財 産 運 用 収 入	6,200
6. 繰 入 金		5,790,295
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	5,367,578
	2. 基 金 繰 入 金	422,717
7. 諸 収 入		6,472
	1. 雑 入	6,472
歳 入 合 計		35,600,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		707,025 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	319,693
	2. 賦 課 徴 収 費	25,704
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	361,628
2. 保 険 給 付 費		33,278,500
	1. 介 護 サービス等諸費	33,278,500
3. 地 域 支 援 事 業 費		1,460,701
	1. 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	1,309,152
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	151,549
4. 基 金 積 立 金		6,200
	1. 基 金 積 立 金	6,200
5. 諸 支 出 金		147,574
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	35,435
	2. 繰 出 金	112,139
歳 出 合 計		35,600,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料通知書印刷等経費	令和5年度から 令和6年度まで	9,000 ^{千円}
シルバーハウジング生活援助員派遣事業	令和5年度から 令和6年度まで	4,471

令和5年度奈良市母子父子寡婦
福祉資金貸付金特別会計予算

令和5年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		1,304 ^{千円}
	1. 一般会計繰入金	1,304
2. 繰越金		51,617
	1. 繰越金	51,617
3. 諸収入		19,079
	1. 貸付金元利収入	18,979
	2. 雑収入	100
歳入合計		72,000

歳出

款	項	金額
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		56,078 ^{千円}
	1. 総務管理費	30,238
	2. 貸付金	25,840
2. 諸支出金		15,922
	1. 繰出金	15,922
歳出合計		72,000

令和5年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

令和5年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,990,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		6,410,542 ^{千円}
	1. 後期高齢者医療保険料	6,410,542
2. 国庫支出金		4,900
	1. 国庫補助金	4,900
3. 繰入金		1,316,138
	1. 一般会計繰入金	1,316,138
4. 繰越金		34,000
	1. 繰越金	34,000
5. 諸収入		224,420
	1. 延滞金・加算金及び過料	908
	2. 償還金及び還付加算金	9,746
	3. 雑収入	213,766
歳入合計		7,990,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総務費		74,947 ^{千円}
	1. 総務管理費	55,223
	2. 徴収費	19,724
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金		7,698,365
	1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	7,698,365
3. 保健事業費		216,688
	1. 健康保持増進事業費	216,688
歳出合計		7,990,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費	令和5年度から 令和6年度まで	4,470 ^{千円}
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	令和5年度から 令和6年度まで	2,300

奈良市附属機関設置条例の一部改正について

奈良市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する

。

別表市長及び教育委員会の部奈良市プロポーザル審査委員会の項及び同表公営企業管理者の部奈良市企業局プロポーザル審査委員会の項中「が発注する委託業務等の」を「における」に、「当該業務」を「当該契約」に、「事業者」を「当該契約の相手方」に改める

。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

本市及び本市企業局が所有する公有財産の売却又は賃貸について、プロポーザル方式により事業者を選定することができるよう、奈良市プロポーザル審査委員会及び奈良市企業局プロポーザル審査委員会の担当事務について所要の改正を行おうとするものである。

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

介護認定審査会	医師である 委員	日額 20,000円
	医師以外の 委員	日額 14,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に開かれる介護認定審査会に係る報酬について適用し、同日前に開かれた介護認定審査会に係る報酬については、なお従前の例による。

（提案理由）

介護認定審査会の医師である委員は、医療分野の専門的立場から審査判定を行うとともに、医学的な観点から主治医意見書の内容を他の委員に解説する役割を担っていることから、報酬を改めようとするものである。

奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に第2条第2項の規定により職員とみなされることとなつた者となつたとき。
- (2) 第2条第2項の規定により職員とみなされることとなつた者が退職した場合にお

いて、その者が退職の日又はその翌日に職員となつたとき。

第8条第5項中「職員以外の地方公務員（第2条）」を「職員以外の地方公務員（第2条第1項）」に改める。

第21条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に第2条第2項の規定により職員とみなされることとなつた者となつたとき。
- (2) 第2条第2項の規定により職員とみなされることとなつた者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に職員となつたとき。

第21条に次の1項を加える。

- 5 第2条第2項の規定により職員とみなされることとなつた者が退職した場合にあつては、前3項の規定は適用しない。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員に関する読替え）

第23条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員が、第2条第2項の規定により職員とみなされる場合における第4条第2項及び第6条の規定の適用については、第4条第2項中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項」とあるのは「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年奈良市条例第34号）第2条の2」と、第6条中「地方公務員災害補償法」とあるのは「地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」とする。

（奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の改正規定を削る。

（奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び退職手当」に改め、同条第2項中「、第13条」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に現に在職する者であって、施行日においてこの条例による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定により職員とみなされることとなったものの施行日の前日以前の勤続期間は、新条例の規定にかかわらず、職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(提案理由)

フルタイム会計年度任用職員に対し、退職手当を支給することができるよう所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市朱雀大路跡整備事業基金条例の廃止について

奈良市朱雀大路跡整備事業基金条例を次のように廃止しようとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市朱雀大路跡整備事業基金条例を廃止する条例

奈良市朱雀大路跡整備事業基金条例（昭和52年奈良市条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

朱雀大路跡の整備事業を推進する資金を積み立てるため、奈良市朱雀大路跡整備事業基金を設置していたが、その目的を達したことから、同基金を廃止しようとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第53項の次に次のように加える。

53の2	建築物の容積率の特例認定申請手数料	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の部分の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
------	-------------------	--	------------------

別表第58項中「建築物の高さの許可申請手数料」を「第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの特例許可申請手数料」に、「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に、「許可の」を「特例の許可の」に改め、同表第60の4項の次に次のように加える。

60の5	高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
------	---------------------------	--	-------------------

別表第74項中「建築物の建築認定申請手数料」を「建築物等の建築等認定申請手数料」に、「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、同表第74の2項中「建築物の建築許可申請手数料」を「建築物等の建築等許可申請手数料」に、「建築

の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、同表第74の3項中「建築物の建築許可申請手数料」を「建築物等の建築等許可申請手数料」に、「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に改め、同表第138項中「大腸菌群数検査」を「大腸菌数検査又は大腸菌群数検査」に、「1,670円」を「3,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第138項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴い、省エネ改修等の導入に支障となる建築物の高さ等の制限に係る特例許可制度の拡充等の措置を講ずるため、許可申請手数料等を定めるほか、環境基準等に係る水質検査手数料を改定する等所要の改正を行おうとするものである。

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例等の一部改正について

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例

(奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和3年奈良市条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「(児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項及び同項を改正する省令を除く。)」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

(奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和4年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「から第8条まで」を「及び第7条」に改める。

(奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第3条 奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(令和4年奈良市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第7項まで」を「第6項まで及び第8項(同項の表附則第4項の項、附則第5項の項及び附則第6項の項に限る。)」に改める。

(奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和4年奈良市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第10条」を「第7条」に改め、「、第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項並びに第47条第3項」を削る。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条を削り、第11条を第8条とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

基準省令等の改正内容を踏まえ、保育所等における看護師等の配置特例に係る基準について基準省令等と同様の基準とするため、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

奈良市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「による被保険者である子ども」を削り、「被扶養者」を「被保険者、組合員、加入者又は被扶養者」に改め、「養育している者」の次に「（養育者がいない場合その他の市長が特に必要と認める場合にあつては、当該子ども）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（実施のための準備）

2 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定により新たに同項の規定の適用を受けることになる者に係る医療費の助成に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 新条例第2条第1項の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（提案理由）

子どもに対する医療費の助成の対象を18歳まで拡大することに伴い、社会保険等に加

入する子どもを養育する者、養育者がいない子ども等を対象者に加えようとするものである。

奈良市障害者歯科診療所条例の一部改正について

奈良市障害者歯科診療所条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市障害者歯科診療所条例の一部を改正する条例

奈良市障害者歯科診療所条例（令和4年奈良市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

より多くの利用者が必要なときに安心して歯科治療を受けることができるよう、第1木曜日についても診療を行おうとするものである。

奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する
条例及び奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条
例の一部改正について

奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例及び奈良市ラブホテ
ル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例及び奈良市ラブ
ホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第29条に規定する博物館に相当する施設」を「第31条第
2項に規定する指定施設」に改める。

- (1) 奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例（平成15年奈良
市条例第12号）第7条第1項第2号及び別表第1項第6号
- (2) 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号
）別表第3第2号

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

博物館法の一部改正に伴い、引用条文の整理を行おうとするものである。

奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

第12条の6中「63万円」を「65万円」に改める。

第12条の6の10中「19万円」を「20万円」に改める。

第16条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3 新条例第12条の6、第12条の6の10並びに第16条第1項、第3項及び第4項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

健康保険法施行令の一部改正に伴う出産育児一時金の基本額の引上げのほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う保険料の賦課限度額及び保険料の減額の対象となる所得基準額の引上げを行おうとするものである。

奈良市ポイ捨て防止に関する条例の一部改正について

奈良市ポイ捨て防止に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市ポイ捨て防止に関する条例の一部を改正する条例

奈良市ポイ捨て防止に関する条例（平成6年奈良市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「美化促進重点地域における」を「市民、事業者等の環境に対する美化の意識を高めるとともに、」に改め、「当該地域の」を削り、「図り、」の次に「もって」を加える。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 空き缶等 飲料を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器（以下これらを「飲料容器」という。）、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかすその他散乱性の高いごみをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等を定められた場所以外の場所に捨てることをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 土地所有者等 市内の土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所（室内及びこれに準ずる場所を除く。）をいう。
- (7) 回収容器 飲料容器を回収するための容器をいう。

第3条中「美化促進重点地域」を「公共の場所」に改める。

第15条中「第9条」を「第13条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第14条第1項中「第8条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第18条とする。

第13条を第17条とし、第12条を第16条とし、第11条第1項中「第7条及び第8条」を「第11条及び第12条」に改め、同条を第15条とする。

第10条中「第7条」を「第11条」に、「第6条」を「第10条」に改め、同条を第14条とする。

第8条の前の見出しを削る。

第9条を次のように改める。

第9条 市長又はその指定する職員（以下「指定職員」という。）は、美化促進重点地域内において第8条の規定に違反した者に対し、原状回復を命令することができる。

2 市長又は指定職員は、美化促進重点地域外において第8条の規定に違反した者に対し、原状回復を指導することができる。

第9条を第13条とし、第8条を第12条とし、同条の前に見出しとして「（指導、命令及び公表）」を付する。

第7条を第11条とし、第6条を第10条とし、第5条を次のように改める。

（美化促進重点地域の指定）

第5条 市長は、空き缶等の散乱を特に防止する必要があると認める地域を美化促進重点地域として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。

3 前項の規定は、第1項の規定による指定の解除及び変更について準用する。

第5条を第9条とし、第4条を次のように改める。

（禁止行為）

第4条 何人も、公共の場所にポイ捨てをしてはならない。

第4条を第8条とし、第3条の次に次の4条を加える。

（市の責務）

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、ポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策（以下「施策」という。）を策定し、これを実施するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、ポイ捨ての防止に関する意識を高め、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は適切な回収容器に収納することにより美観の維持増進に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その従業者に対してポイ捨ての防止に関する意識の啓発を行い、事業所及びその周辺における美化活動等により美観の維持増進に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において空き缶等の散乱を防止するために必要な措置を講ずることにより美観の維持増進に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(奈良市路上喫煙防止に関する条例の一部改正)

2 奈良市路上喫煙防止に関する条例(平成20年奈良市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第4条第1項」を「第9条第1項」に改める。

(提案理由)

本市内全域において、ポイ捨てによる空き缶等の散乱を防止することを目的とし、美化促進重点地域だけでなく本市内全域がポイ捨て禁止であることを明示するため所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例

奈良市地域ふれあい会館条例（平成8年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市大安寺西地域ふれあい会館の部小会議室の項を削り、同表奈良市明治地域ふれあい会館の部に次のように加える。

会議室C	480
------	-----

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表奈良市明治地域ふれあい会館の部に次のように加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

大安寺西地域ふれあい会館及び明治地域ふれあい会館の施設を見直そうとするものである。

奈良市体育施設条例の一部改正について

奈良市体育施設条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中「別表第10」を「別表第11」に改める。

別表第1に次のように加える。

スケートボードパーク	奈良市鴻ノ池スケートボードパーク	奈良市法蓮佐保山四丁目8番10号
------------	------------------	------------------

別表第1の2中

野球場	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）及び12月26日から翌年1月5日までを除く日	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外のスポーツに使用する場合は、午前9時から午後5時まで	を
体育館		午前9時から午後9時まで	
武道場		午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時まで	
弓道場			
クラブハウス			
陸上競技場		午前9時から午後9時まで	

野球場	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外のスポーツに使用の場合は、午前9時から午後5時まで。
体育館	又は休日でない日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）及び12月26日から翌年1月5日までを除く日	午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時まで。
武道場		午前9時から午後9時まで
弓道場		
クラブハウス		
陸上競技場		
スケートボードパーク		

に

改める。

別表第10の次に次の1表を加える。

別表第11（第5条関係）

スケートボードパーク使用料

区分	全日
	9:00~21:00
個人使用 (1人あたり)	円 500
独占使用	40,000
備考	1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。

- 2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。
- 4 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

鴻ノ池運動公園内に、新たに鴻ノ池スケートボードパークを設置することに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市自転車駐車場条例の一部改正について

奈良市自転車駐車場条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市自転車駐車場条例（昭和59年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の2及び第2条の3を削る。

第4条第1項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に、「承認してはならない」を「承認しない」に改める。

第8条第1号中「施設等」を「施設及び附属設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第10条中「及び指定管理者」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に指定管理者が行った駐車場の利用承認及び指定管理者に対して行われた当該利用承認の申請は、同日以後においては、市長が行った駐車場の利用承認及び市長に対して行われた当該利用承認の申請とみなす。

（提案理由）

本市が設置する自転車駐車場の管理について、指定管理者制度を廃止するに当たり、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市道路占用料に関する条例等の一部改正について

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市道路占用料に関する条例(昭和28年奈良市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	800円
	第二種電柱		1,200円
	第三種電柱		1,700円
	第一種電話柱		710円
	第二種電話柱		1,100円
	第三種電話柱		1,600円
	その他の柱類		71円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	4円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円

	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	430円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		600円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		43円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		64円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		86円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		170円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		300円
	外径が0.7メートル以上		430円

	1メートル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの			860円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路				2,400円
	地下に設ける通路				1,500円
	その他のもの				1,400円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	48円	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	480円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	480円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800円	
	標識		1本につき1年	1,100円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的	1本につき1日	48円	

		に設けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	480円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事に用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	48円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	480円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,800円
		その他のもの		2,400円
令第7条第4号に掲げる工事に用施設及び同条第5号に掲げる工事に用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	480円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				140円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの			Aに0.009を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの			Aに0.025	

			を乗じて得た額
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.009 を乗じて得た額
その他前各項により難い占有物件		前各項に準じて市長が定める額	

(奈良市準用河川管理条例の一部改正)

第2条 奈良市準用河川管理条例（平成12年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表備考以外の部分を次のように改める。

1 流水・土地占用料

区分	種別	単位	占用料	摘要
流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,230円	
土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	800円	組立鉄柱又は
	第二種電柱	1本 1年につき	1,200円	H柱は
	第三種電柱	1本 1年につき	1,700円	2本と みなす。
	第一種電話柱	1本 1年につき	710円	組立鉄柱又は
	第二種電話柱	1本 1年につき	1,100円	H柱は
	第三種電話柱	1本 1年につき	1,600円	2本と みなす。
	公衆電話所	1個 1年につき	1,400円	

埋設又は架設管類	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	170円	
	外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	300円	
	外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	430円	
	外径が100センチメートル以上のもの	1メートル 1年につき	860円	
仮設建築物	1平方メートル 1月につき	140円	露店、 工事用 建築物 その他 これに 類する もの	
通路橋、通路	1平方メートル 1年につき	1,390円		
その他前各項により難い 工作物	1平方メートル 1年につき	2,800円		
原形のままの占用	1平方メートル 1年につき	140円	農耕地 、採草 地等	
養魚	1平方メートル 1年につき	380円		

(奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市法定外公共物の管理に関する条例（平成16年奈良市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「1, 270円」を「1, 390円」に改める。

(奈良市都市公園条例の一部改正)

第4条 奈良市都市公園条例(昭和46年奈良市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「興業」を「興行」に改める。

別表の1の表備考第2項の次に次の2項を加える。

3 施設の設置に係る使用の期間が1月未満である場合の使用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

4 施設の管理に係る使用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

別表の2の表の備考以外の部分を次のように改める。

2 都市公園を占有する場合

占有物件		単位	期間	金額
電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	第一種電柱	1本	1年	800円
	第二種電柱			1,200円
	第三種電柱			1,700円
	第一種電話柱			710円
	第二種電話柱			1,100円
	第三種電話柱			1,600円
	その他の柱類			71円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	7円
	地下に設ける電線その他の線類			4円
	地表に設ける変圧器	1個	1年	700円
地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	430円	
簡易型携帯電話システム無線基地局	1基	1年	1,400円	

	変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	1,400円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	1年	30円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			43円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			64円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			86円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			130円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			170円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			300円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			430円
	外径が1メートル以上のもの			860円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,400円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	600円	
公衆電話所			1,400円	
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設ける仮設工作物	1平方メートル	1月	480円	
標識	1本	1年	1,100円	

防火用貯水槽で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,400円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	1平方メートル	1月	480円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場			
その他前各項により難い占用物件	前各項に準じて市長が定める額		

別表の3の表中「興業」を「興行」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定により道路の占用の許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第1条の規定による改正後の奈良市道路占用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項において準用する同法第23条又は第24条の規定により河川の占用等の許可を受けている者又は現に占用等をしている者の当該占用等に係る流水占用料等の額については、第2条の規定による改正後の奈良市準用河川管理条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に奈良市法定外公共物の管理に関する条例第4条第1項の規定により許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第3条の規定による改正後の奈良市法定外公共物の管理に関する条例第5条第2項第2号及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際、現に都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の規定により都市公園の使用の許可を受けている者又は現に使用している者の当該使用に係る使用料の額については、第4条の規定による改正後の奈良市都市公園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

道路法施行令の一部改正に準拠し、市道、準用河川、法定外公共物及び都市公園に係る
占用料等の額の改定を行おうとするものである。

奈良市防災センター条例の廃止について

奈良市防災センター条例を次のように廃止しようとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市防災センター条例を廃止する条例

奈良市防災センター条例（平成7年奈良市条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

防災指導車の導入により、市内各地に赴き身近な場所での防災普及活動が可能となったことから、防災センターを廃止しようとするものである。

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結するものとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和5年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 12,000千円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 |  |

額額 和雅

公認会計士

奈良市議案第42号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

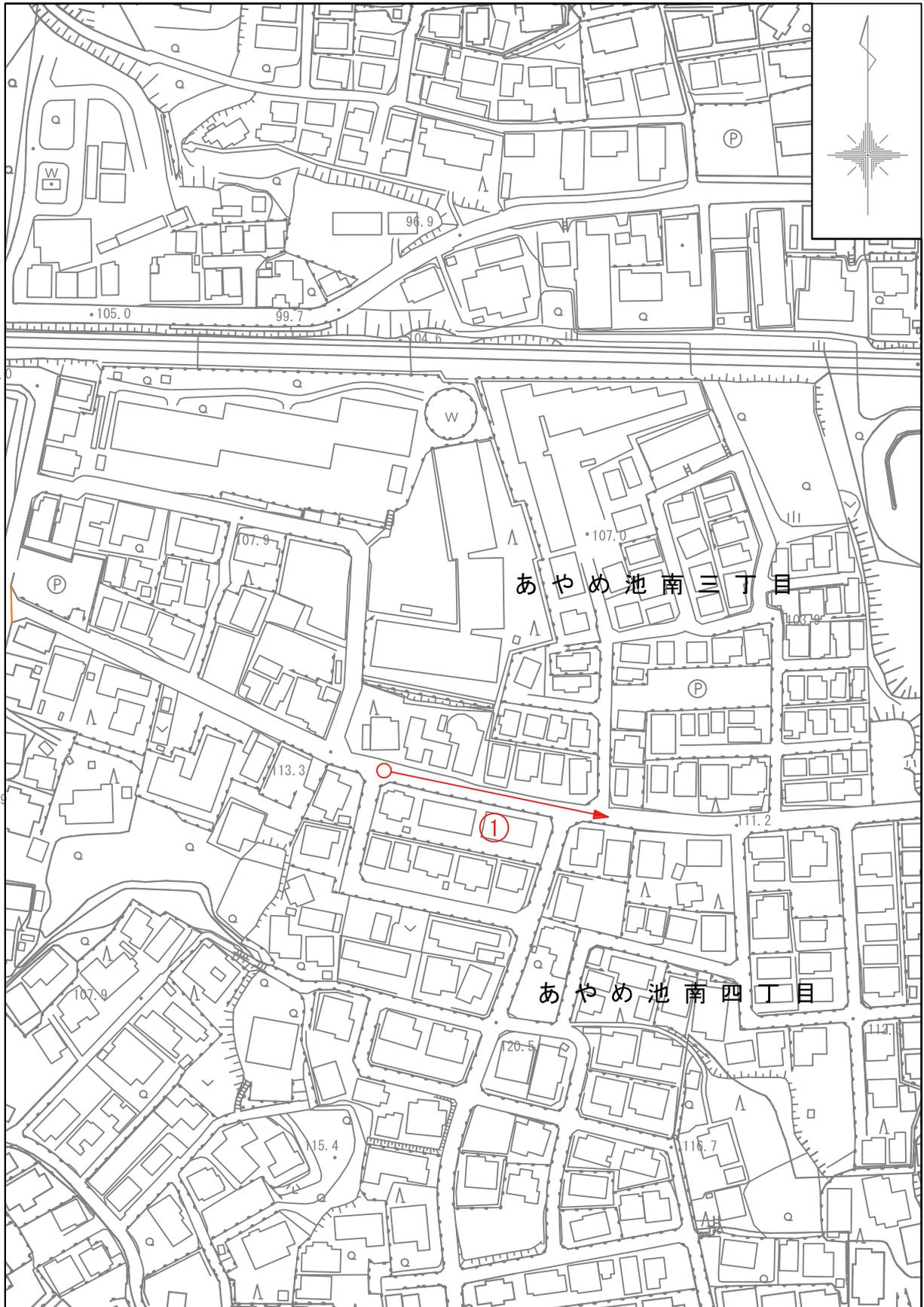
令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	中部第899号線	あやめ池南三丁目 1463番4地先から	あやめ池南四丁目 1440番16地先まで	L = 93.0 W = 6.0~6.9
2	中部第1759号線	中山町 1487番1地先から	中山町 1738番6地先まで	L = 86.4 W = 6.1~8.1
3	西部第944号線	中町 3121番地先から	中町 3327番244地先まで	L = 716.6 W = 0.7~2.4
4	西部第1453号線	鶴舞東町 657番33地先から	鶴舞東町 657番31地先まで	L = 394.5 W = 10.0

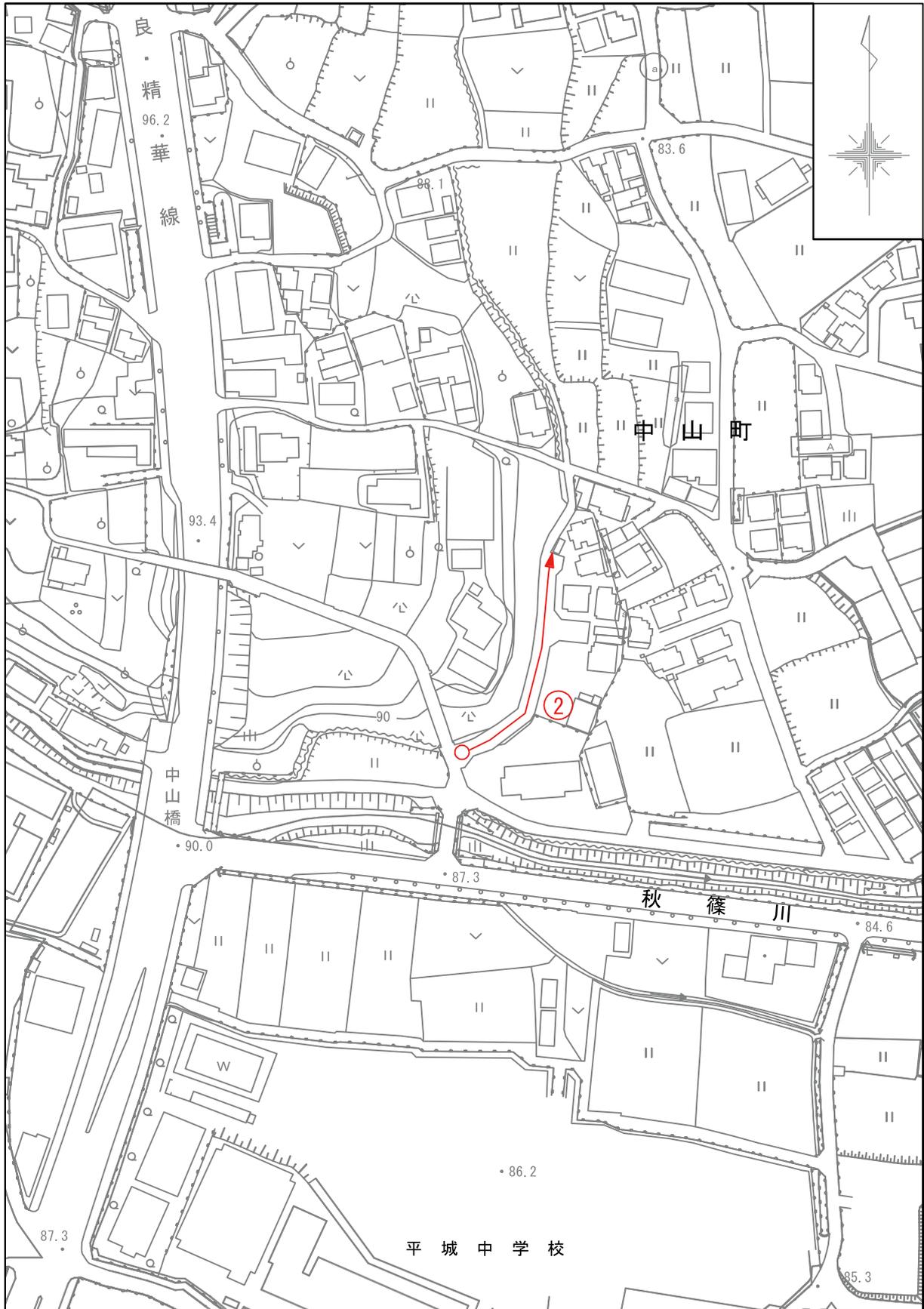
① 中部第899号線

○ → 廃止しようとする路線



② 中部第1759号線

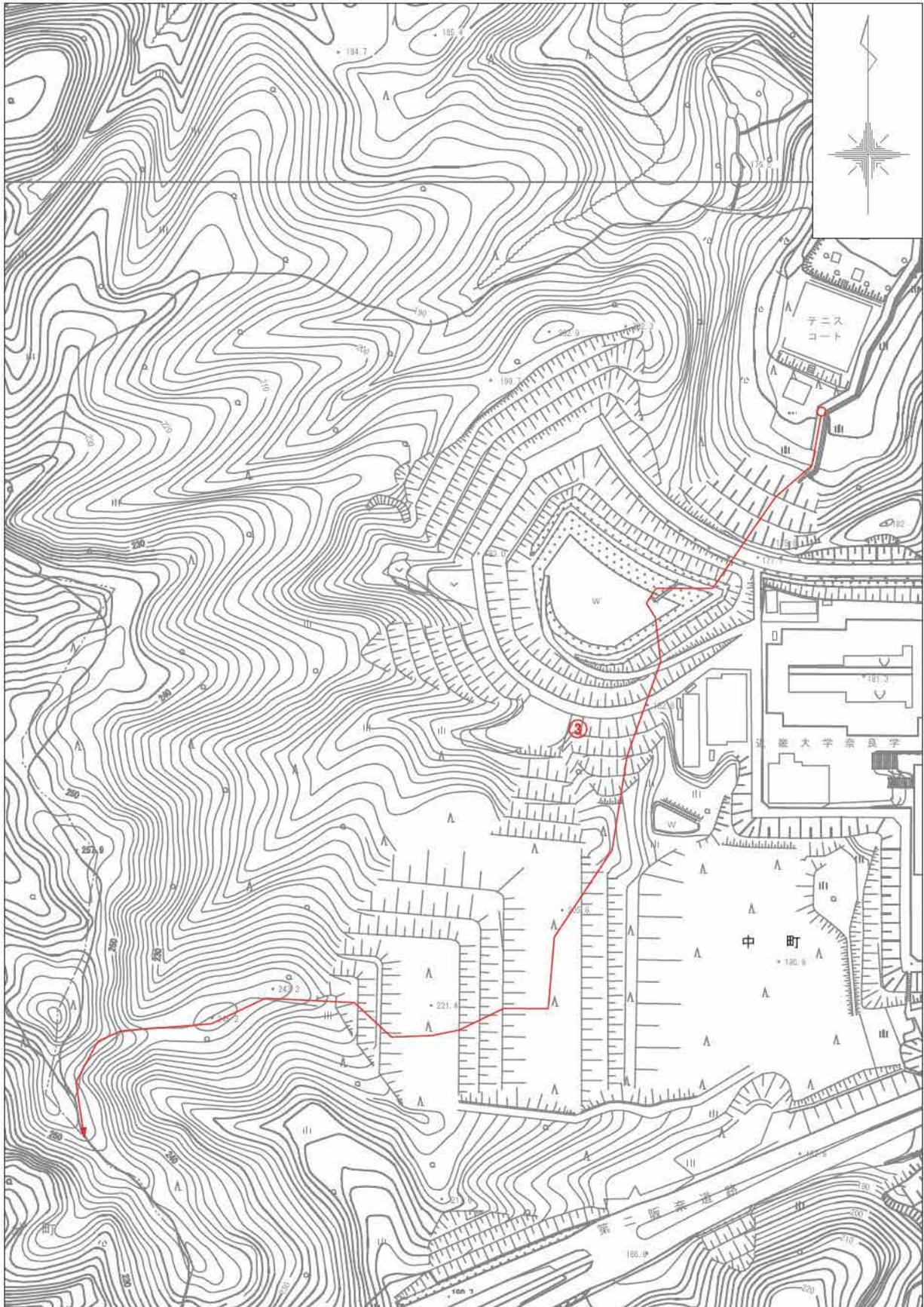
○ → 廃止しようとする路線



③ 西部第944号線

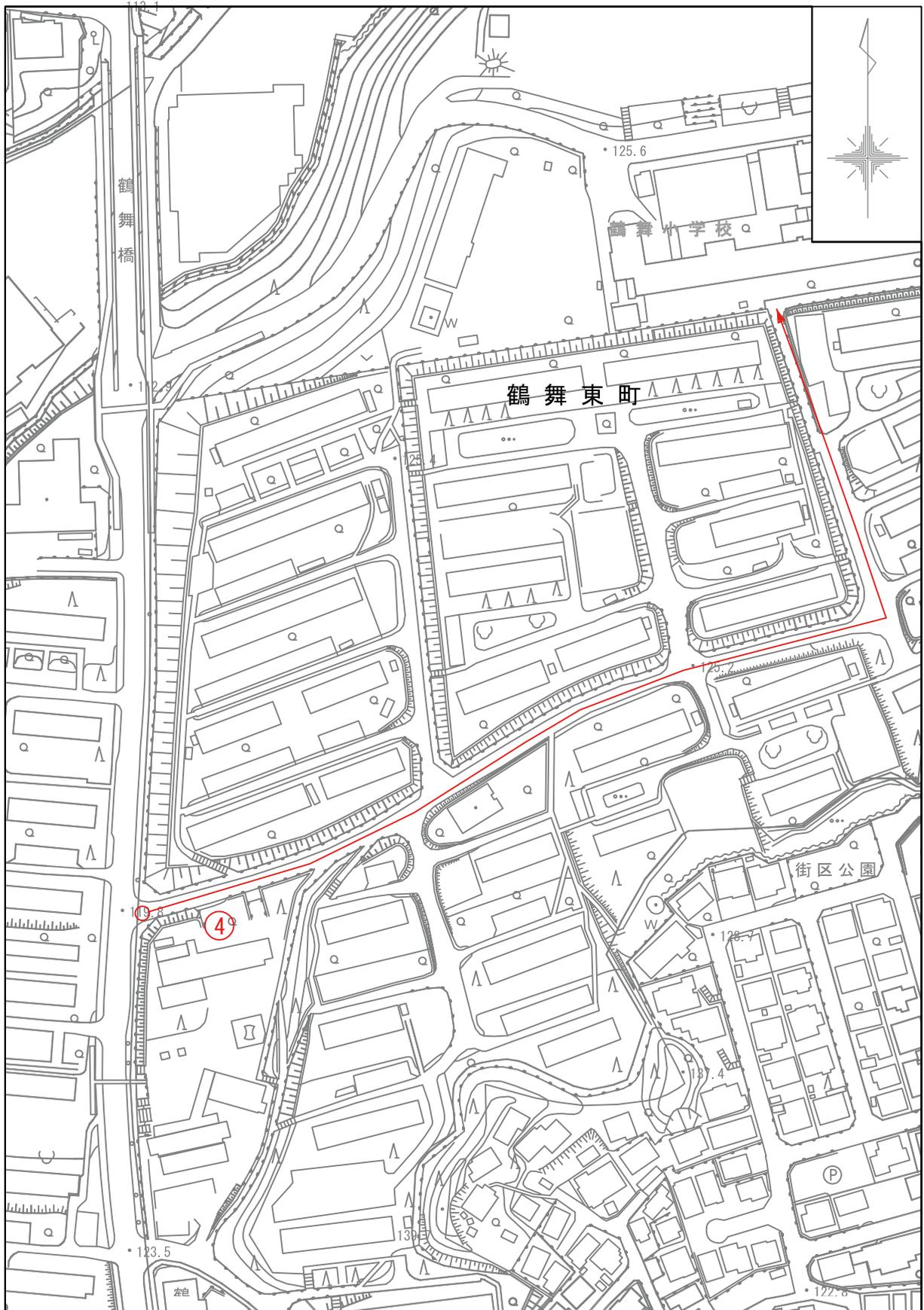


廃止しようとする路線



④ 西部第1453号線

○ → 廃止しようとする路線



市道路線の認定について

次の路線を市道路線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

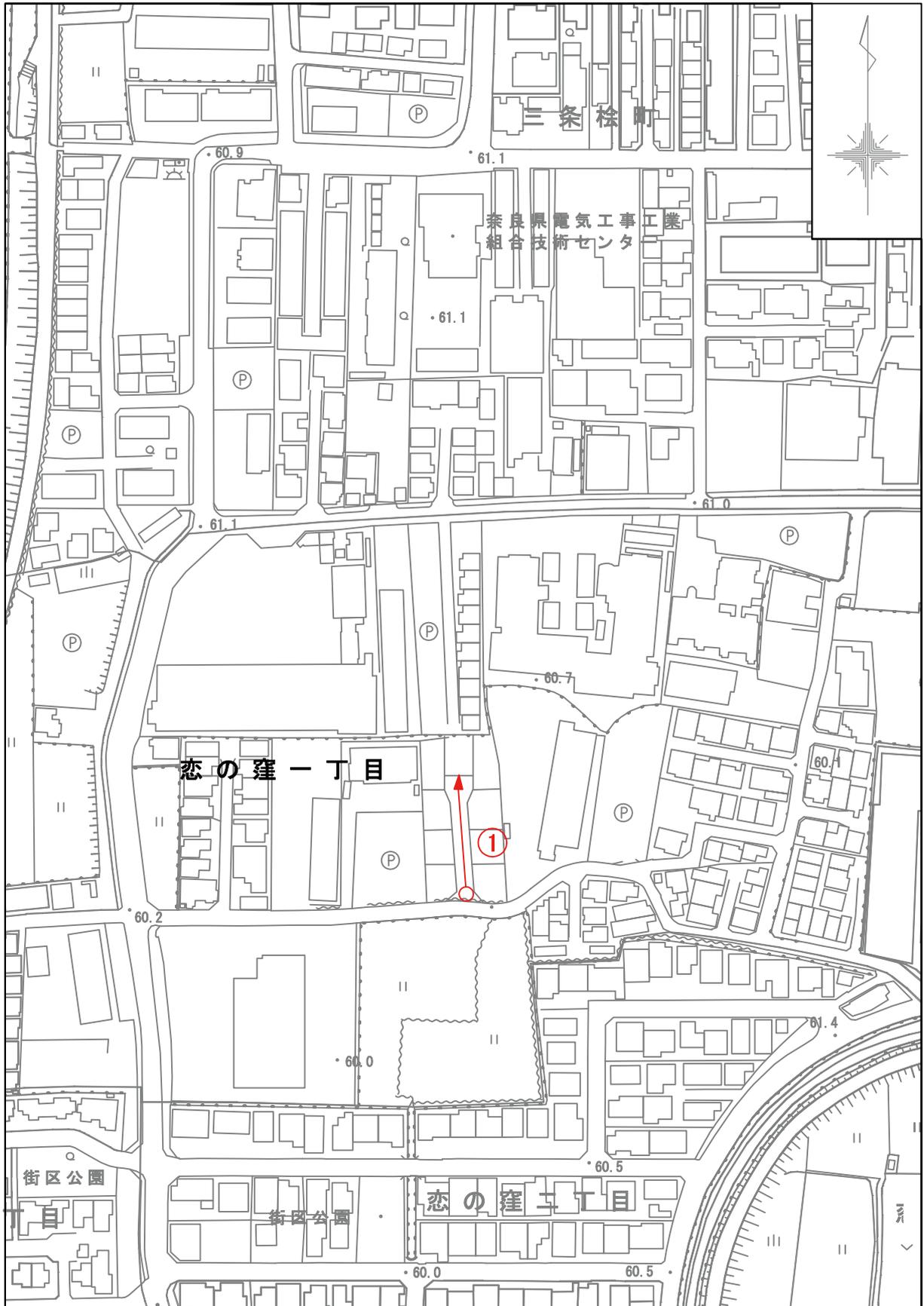
奈良市長 仲川元庸

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	南部第725号線	恋の窪一丁目 607番12地先から	恋の窪一丁目 607番7地先まで	L = 44.2 W = 6.0~10.0
2	南部第726号線	大安寺二丁目 43番16地先から	大安寺二丁目 43番12地先まで	L = 62.8 W = 6.0~8.0
3	南部第727号線	大安寺三丁目 96番5地先から	大安寺三丁目 85番10地先まで	L = 28.8 W = 6.0~8.0
4	南部第728号線	出屋敷町 37番10地先から	出屋敷町 37番17地先まで	L = 28.6 W = 6.0~8.0
5	南部第729号線	出屋敷町 37番16地先から	出屋敷町 37番12地先まで	L = 25.4 W = 6.0~8.0
6	南部第730号線	古市町 1398番8地先から	古市町 1398番2地先まで	L = 20.7 W = 6.0~9.0
7	南部第731号線	八条町 848番1地先から	八条町 848番23地先まで	L = 126.0 W = 6.0~8.0
8	北部第822号線	南京終町一丁目 85番5地先から	南京終町一丁目 85番34地先まで	L = 110.2 W = 4.0
9	北部第823号線	大森西町 180番地先から	大森西町 174番4地先まで	L = 97.1 W = 6.0
10	北部第824号線	川上町 563番16地先から	川上町 563番20地先まで	L = 128.1 W = 6.0~8.0
11	北部第825号線	高畑町 170番10地先から	高畑町 165番21地先まで	L = 62.3 W = 6.0~8.0
12	北部第826号線	南京終町四丁目 241番2地先から	桂木町 295番2地先まで	L = 766.0 W = 16.0~18.0
13	中部第899号線	あやめ池南三丁目 1434番11地先から	あやめ池南四丁目 1440番16地先まで	L = 222.4 W = 6.0~6.9
14	中部第1759号線	中山町 1487番1地先から	中山町 1736番2地先まで	L = 115.7 W = 6.1~8.1
15	中部第1766号線	あやめ池南三丁目 1440番48地先から	あやめ池南三丁目 1440番47地先まで	L = 57.7 W = 6.0~8.0
16	中部第1767号線	あやめ池北三丁目 1158番7地先から	あやめ池北三丁目 1158番21地先まで	L = 74.2 W = 6.0~8.0
17	中部第1768号線	押熊町 647番1地先から	押熊町 647番21地先まで	L = 113.5 W = 6.0~8.0
18	中部第1769号線	平松二丁目 326番6地先から	平松二丁目 331番3地先まで	L = 21.2 W = 6.0~8.0
19	中部第1770号線	中山町 1534番5地先から	中山町 1534番9地先まで	L = 34.2 W = 6.0~8.0
20	中部第1771号線	疋田町 529番10地先から	疋田町 529番16地先まで	L = 63.0 W = 6.0~8.0
21	中部第1772号線	疋田町五丁目 450番10地先から	疋田町五丁目 450番6地先まで	L = 40.7 W = 6.0~8.0

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
22	中部第1773号線	秋篠町 930番8地先から	秋篠町 936番3地先まで	L = 171.1 W = 6.0~8.0
23	中部第1774号線	秋篠町 934番3地先から	秋篠町 934番6地先まで	L = 26.7 W = 6.0~8.0
24	西部第1453号線	鶴舞東町 657番33地先から	鶴舞東町 657番41地先まで	L = 462.0 W = 10.0
25	西部第1510号線	鶴舞東町 657番43地先から	鶴舞東町 657番31地先まで	L = 32.0 W = 4.4
26	西部第1511号線	松陽台四丁目 1800番49地先から	松陽台四丁目 1793番地先まで	L = 48.6 W = 6.0
27	西部第1512号線	学園新田町 2947番65地先から	学園新田町 2947番72地先まで	L = 85.5 W = 6.0~8.0
28	西部第1513号線	藤ノ木台三丁目 1番986地先から	藤ノ木台三丁目 1番977地先まで	L = 73.4 W = 6.0~8.0
29	西部第1514号線	藤ノ木台三丁目 1番988地先から	藤ノ木台三丁目 1番981地先まで	L = 65.9 W = 6.0~8.0
30	西部第1515号線	北登美ヶ丘六丁目 1260番1地先から	北登美ヶ丘六丁目 1233番2地先まで	L = 55.1 W = 6.0~11.0

① 南部第725号線

○ → 認定しようとする路線

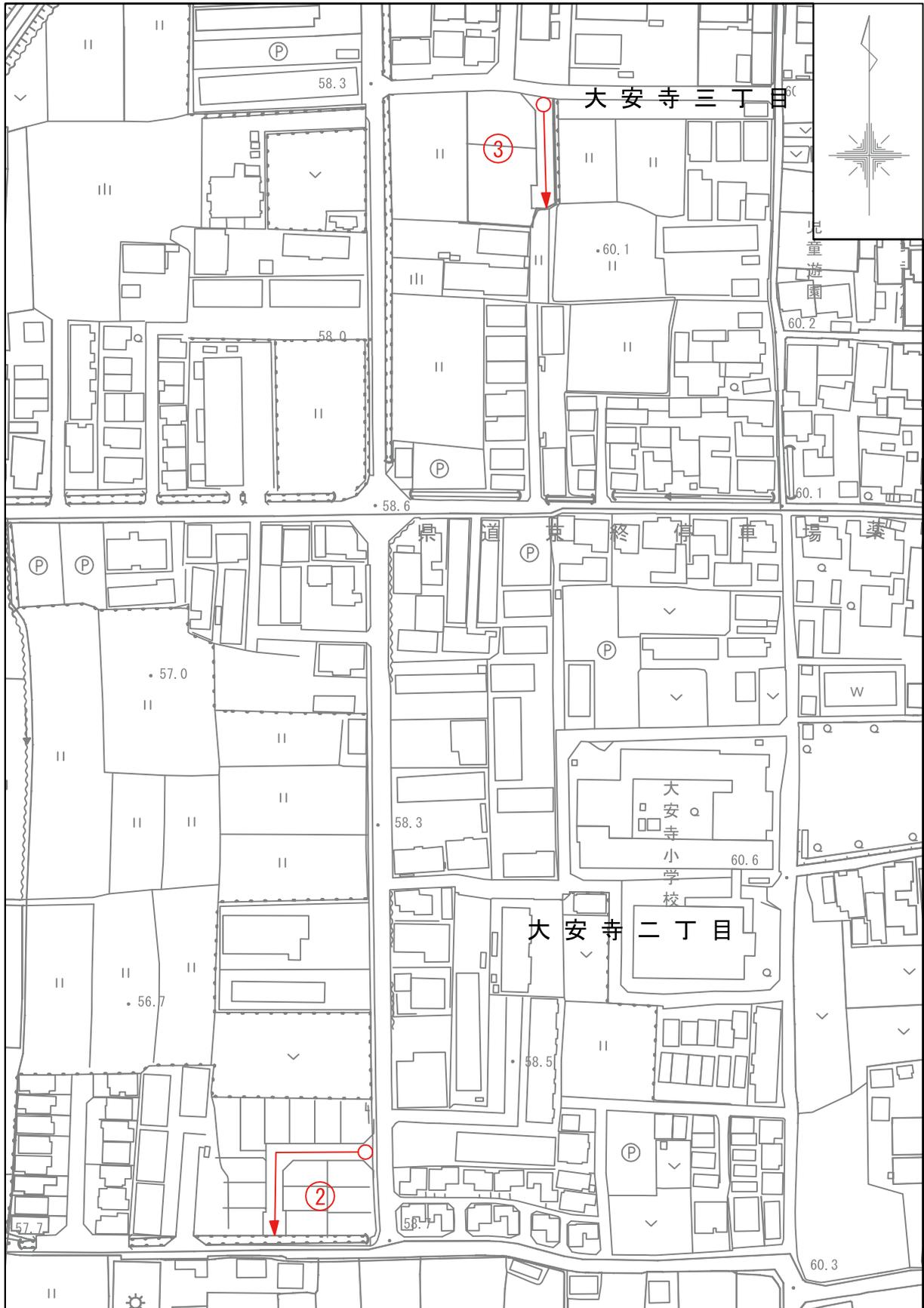


② 南部第726号線

③ 南部第727号線

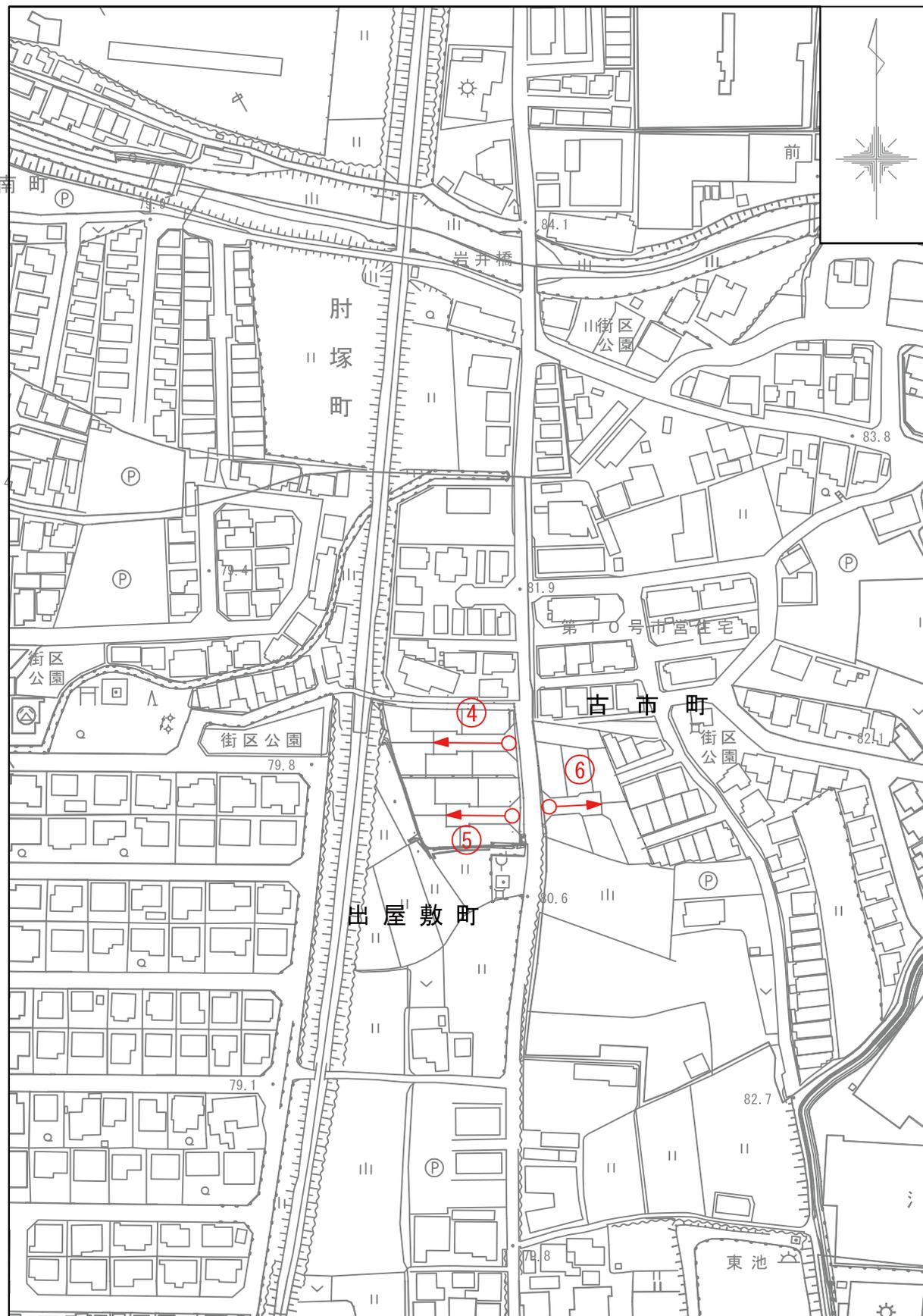


認定しようとする路線



- ④ 南部第728号線
- ⑤ 南部第729号線
- ⑥ 南部第730号線

○ → 認定しようとする路線



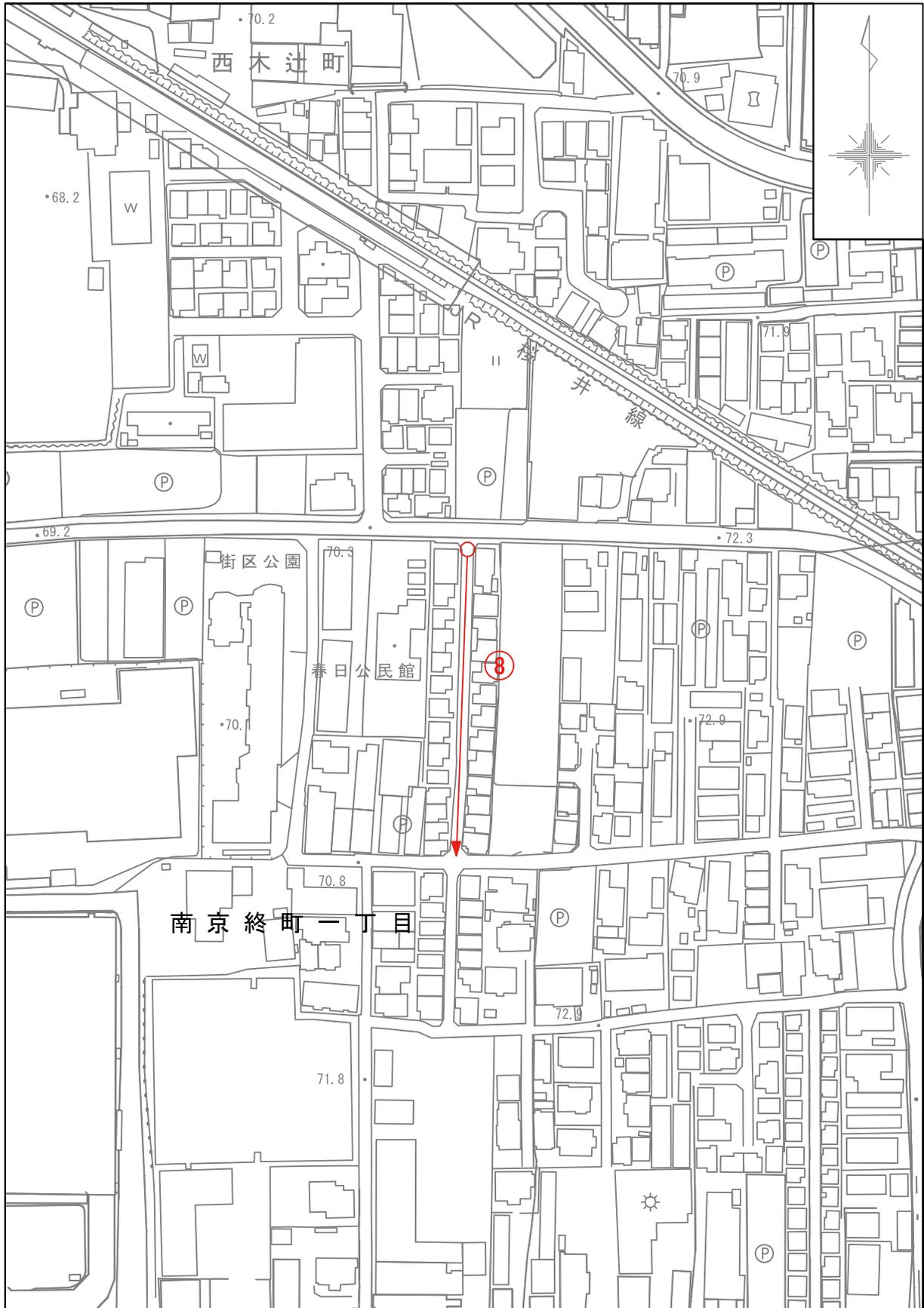
⑦ 南部第731号線

○ → 認定しようとする路線



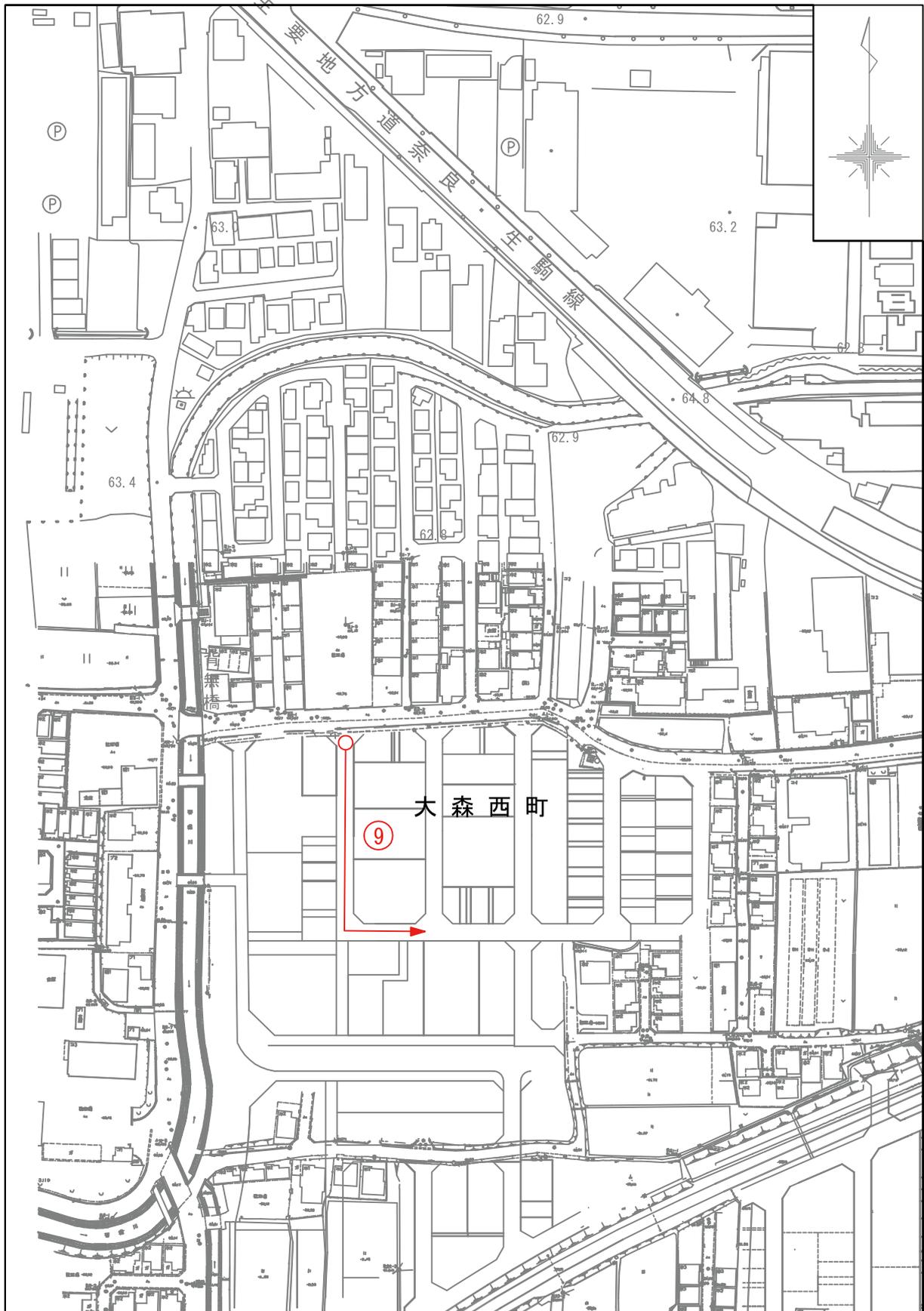
⑧ 北部第822号線

○ → 認定しようとする路線



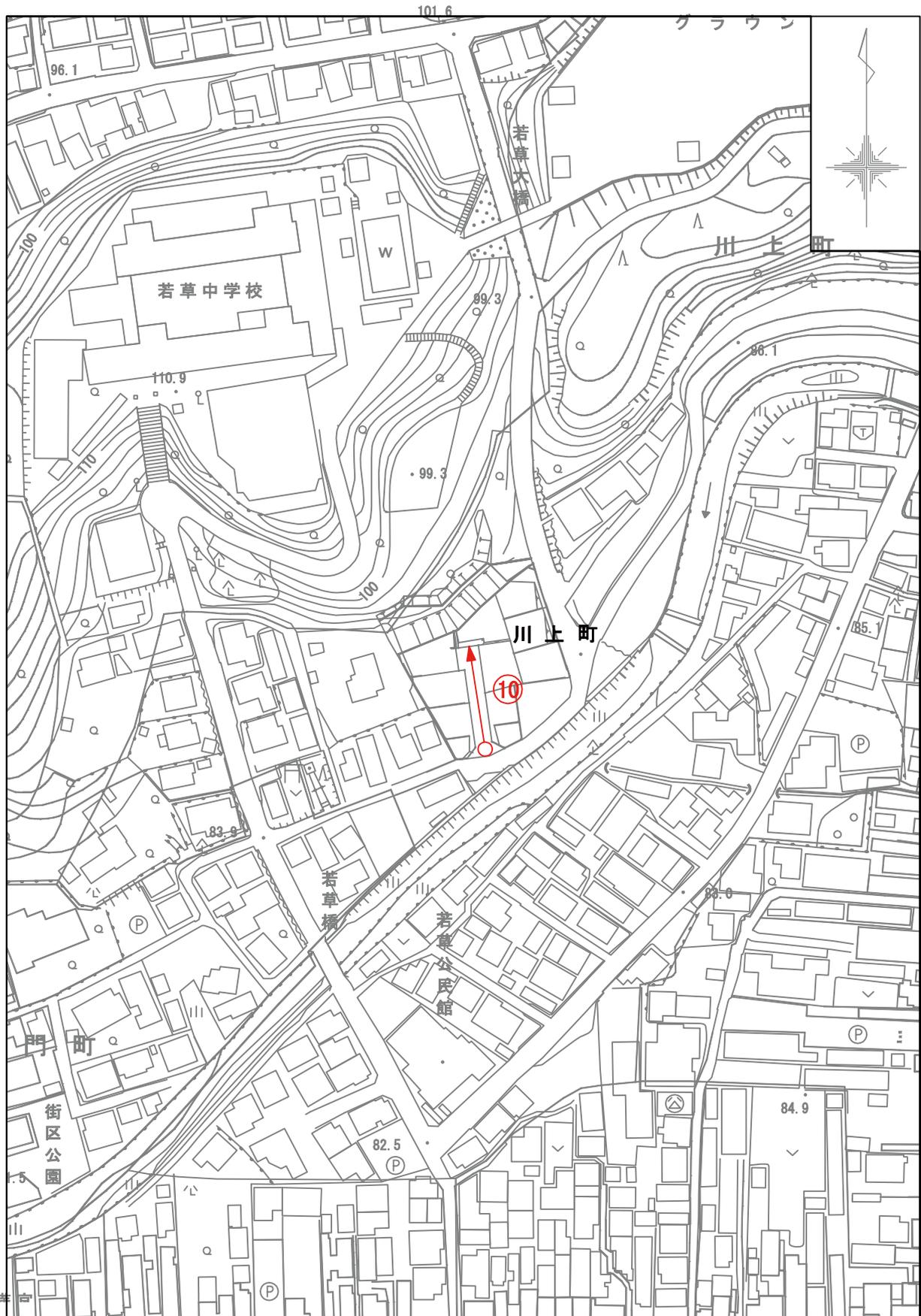
⑨ 北部第823号線

○ → 認定しようとする路線



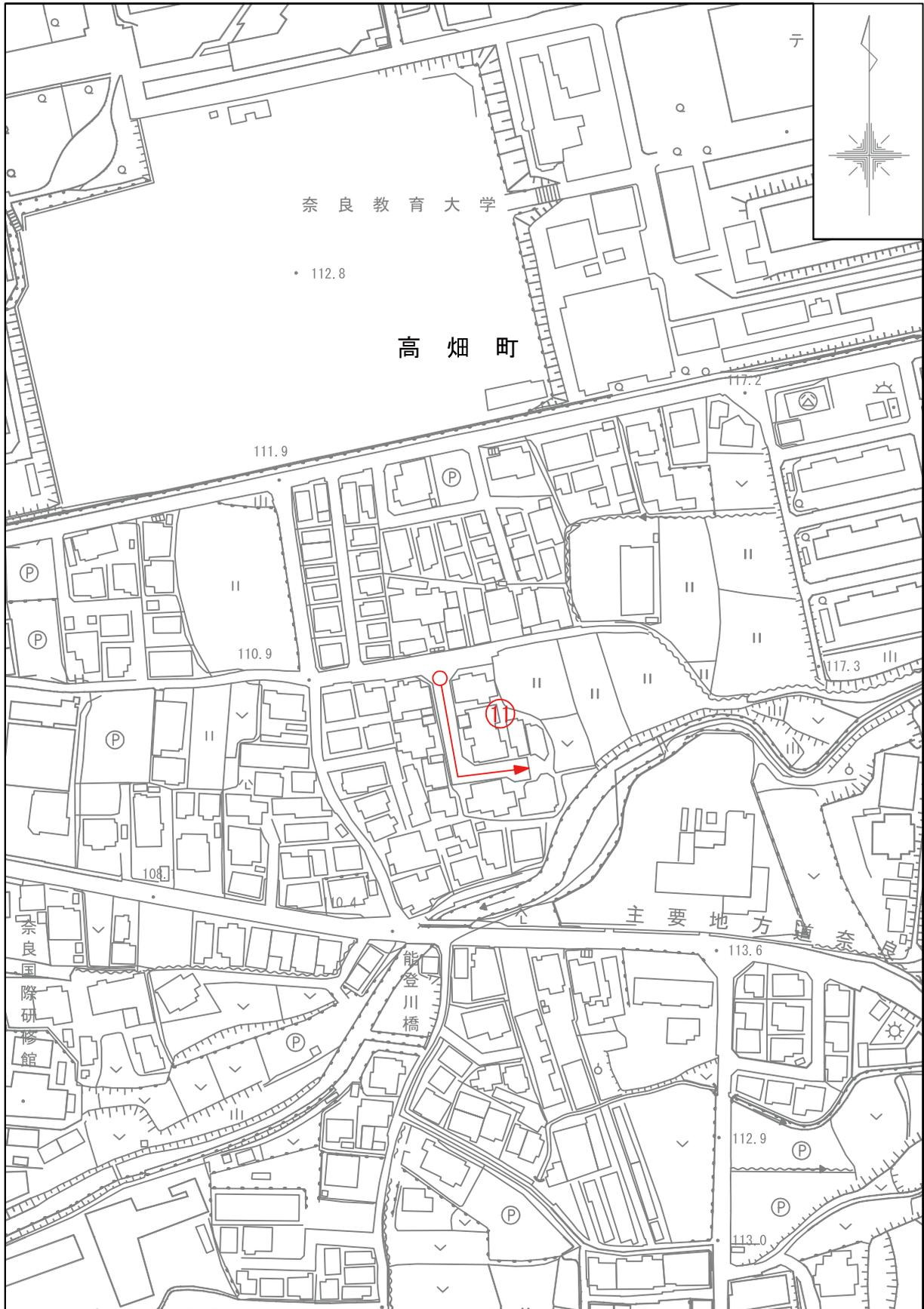
⑩ 北部第824号線

→
認定しようとする路線



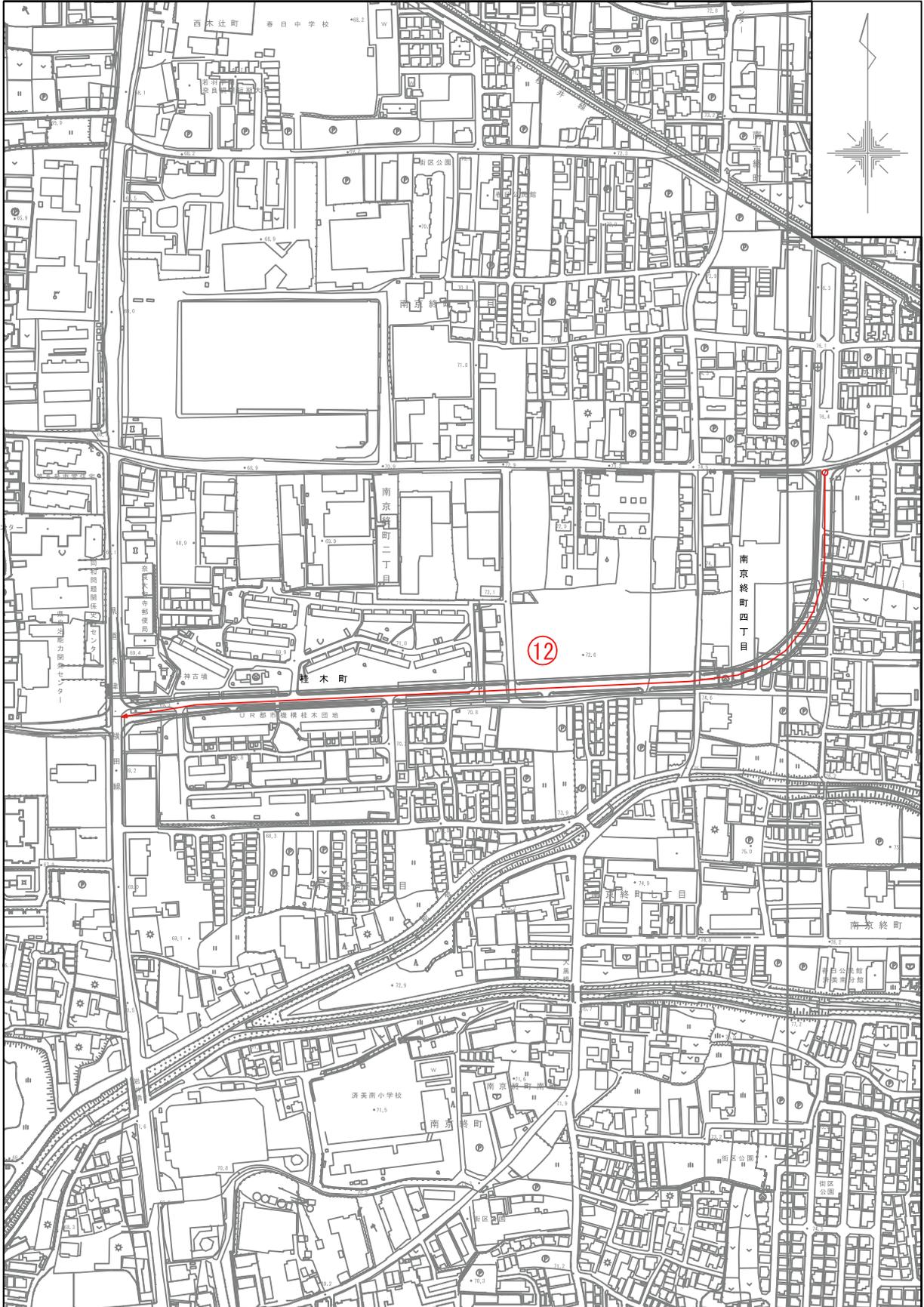
⑪ 北部第825号線

認定しようとする路線



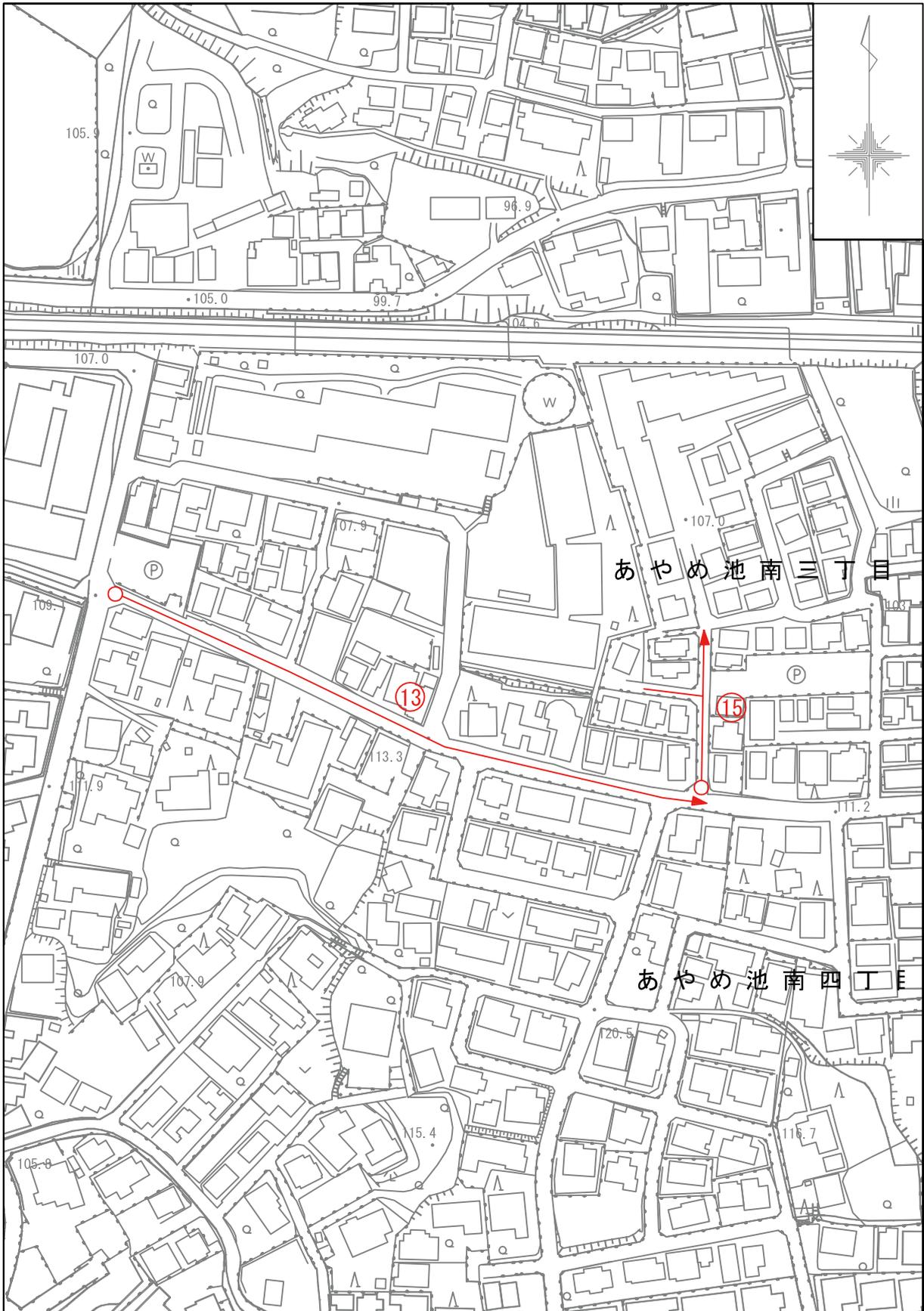
12 北部第826号線

認定しようとする路線



- ⑬ 中部第899号線
- ⑮ 中部第1766号線

○ → 認定しようとする路線

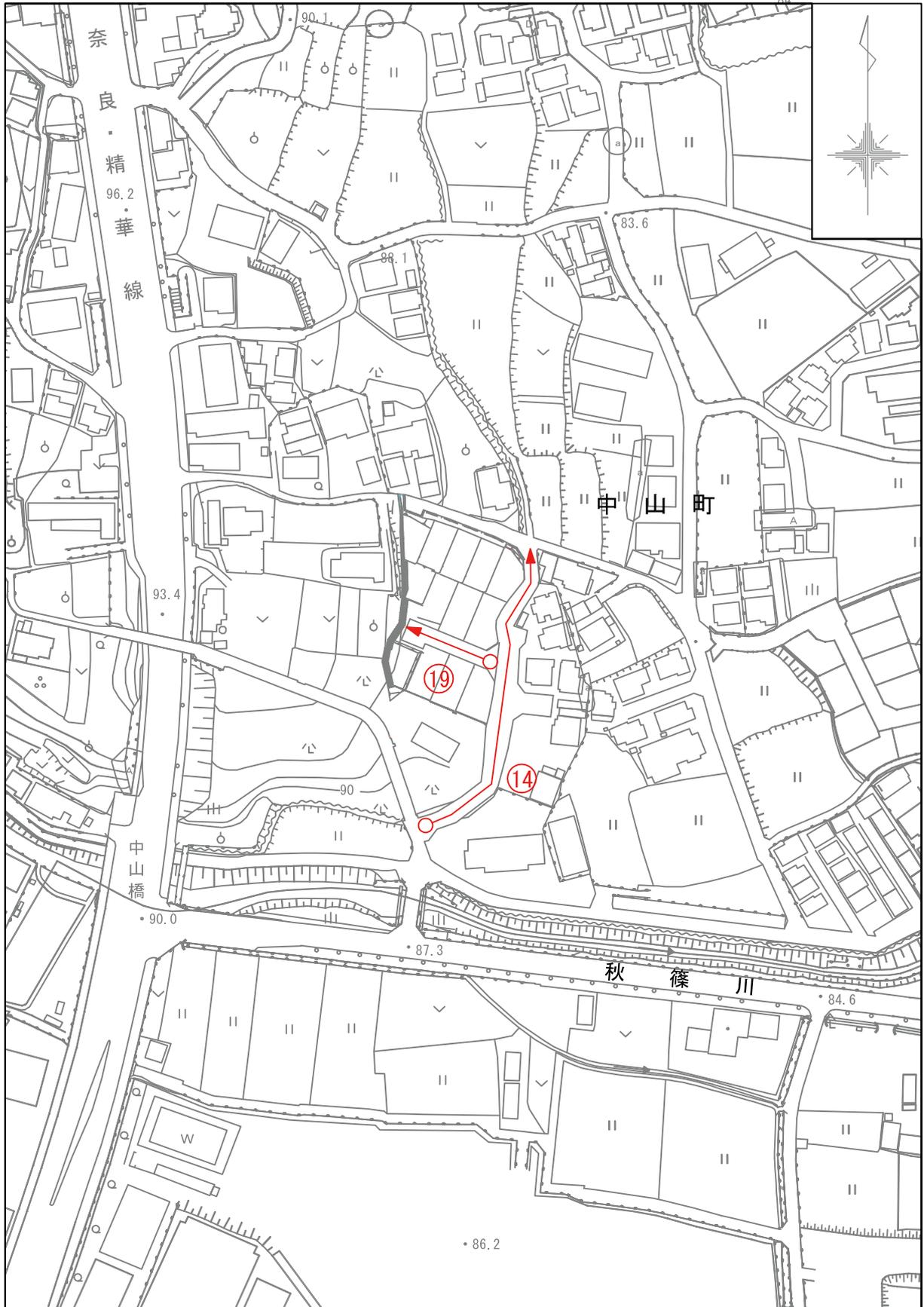


⑭ 中部第1759号線

⑰ 中部第1770号線

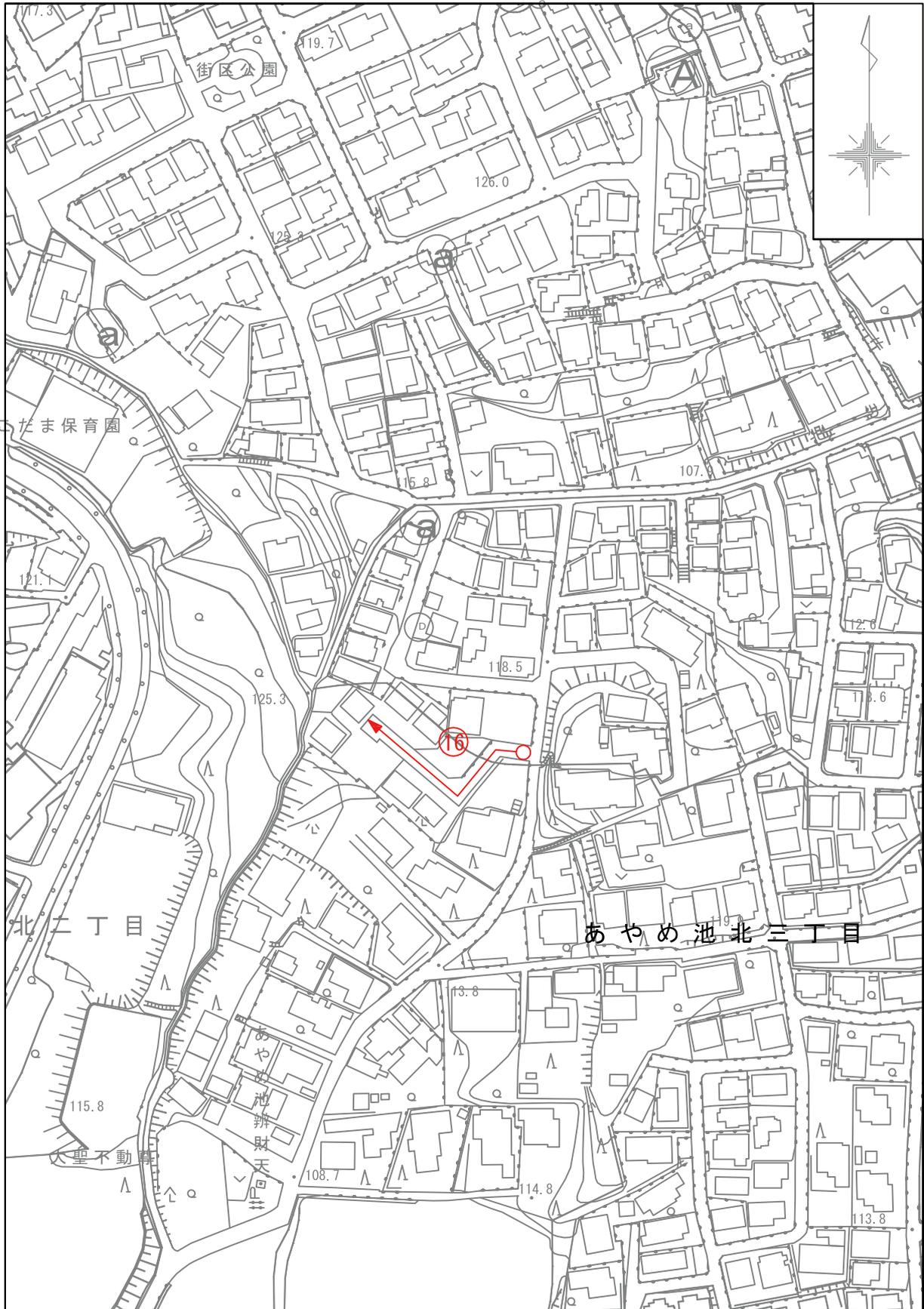


認定しようとする路線



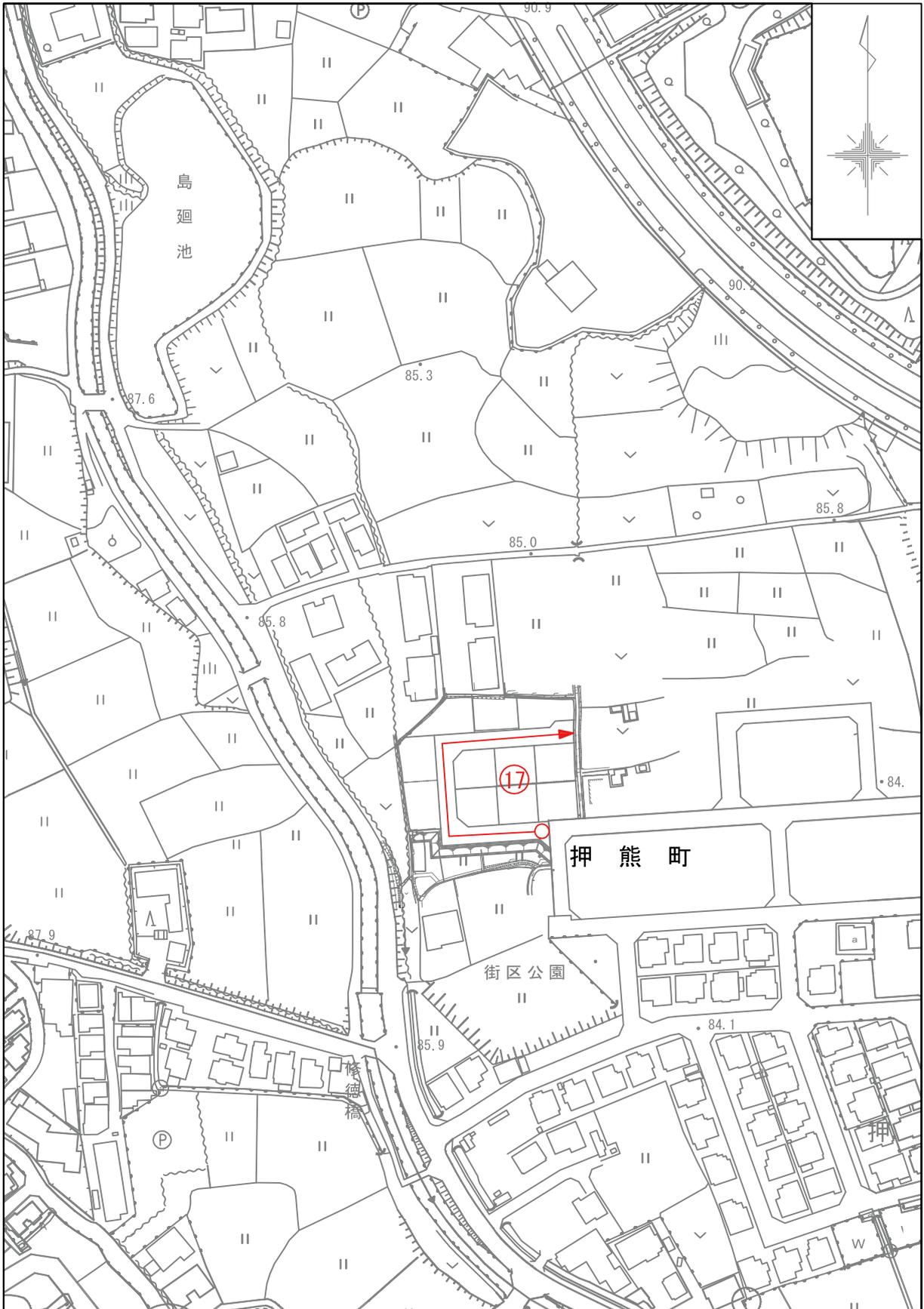
16 中部第1767号線

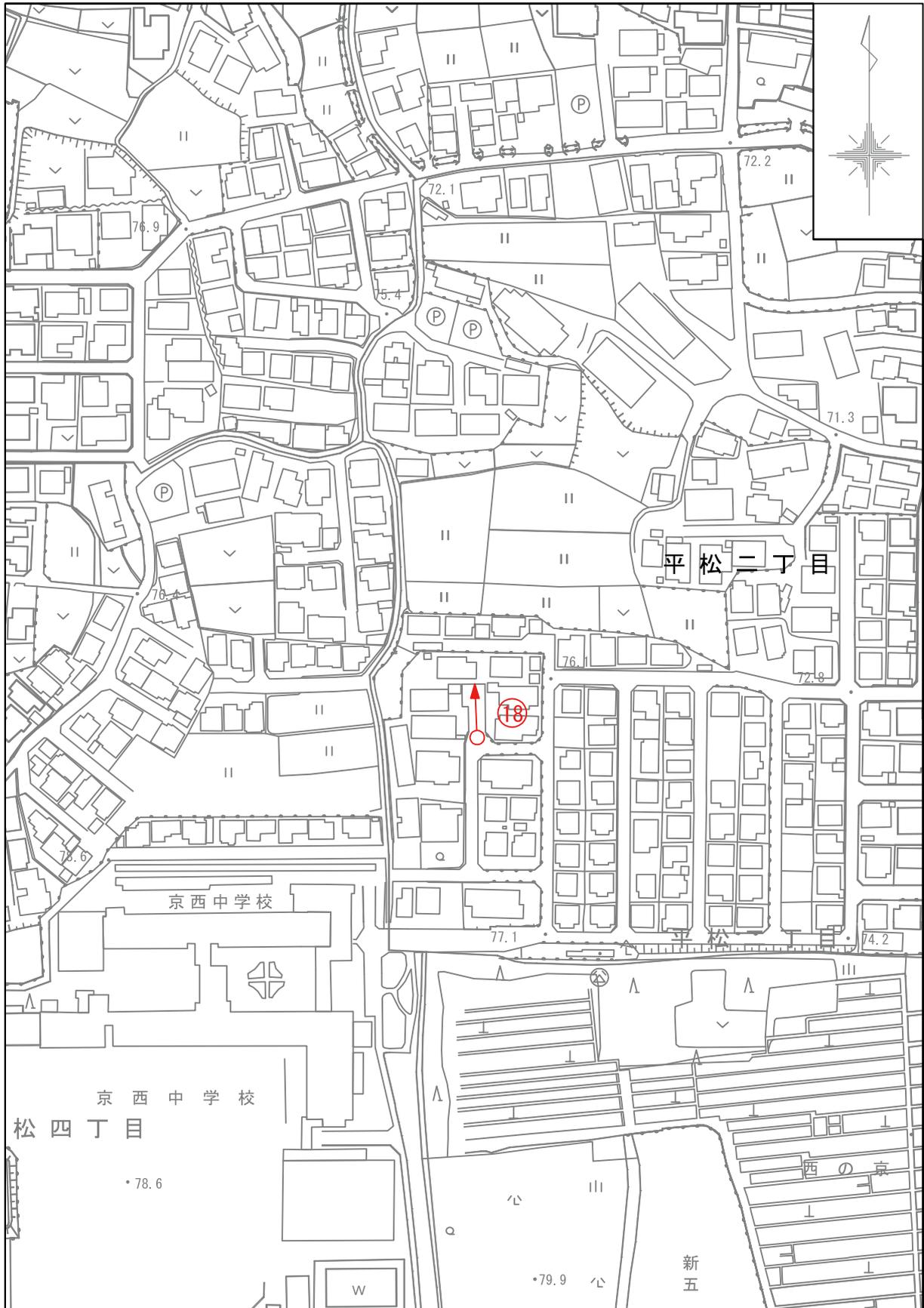
認定しようとする路線



⑰ 中部第1768号線

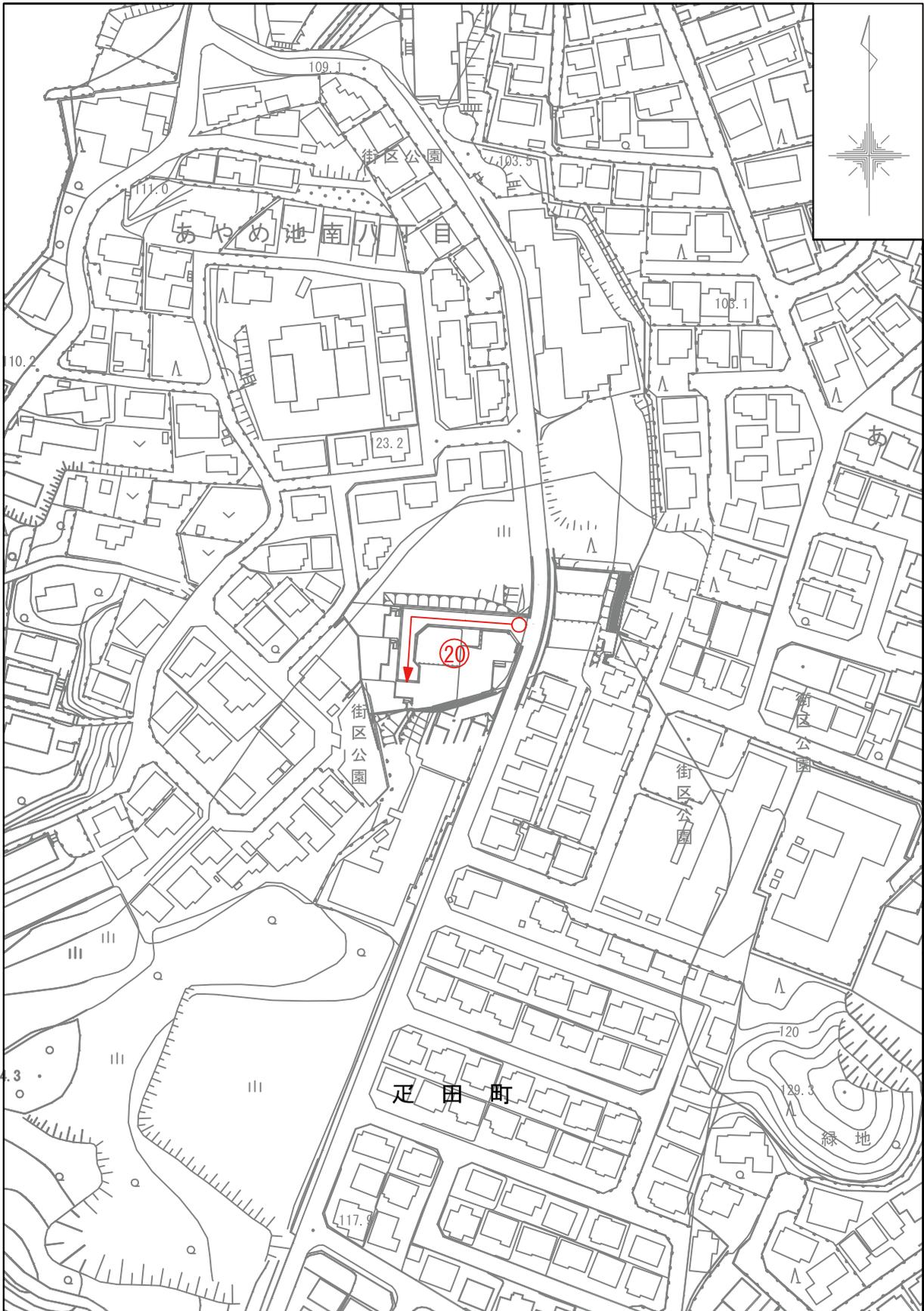
○ → 認定しようとする路線

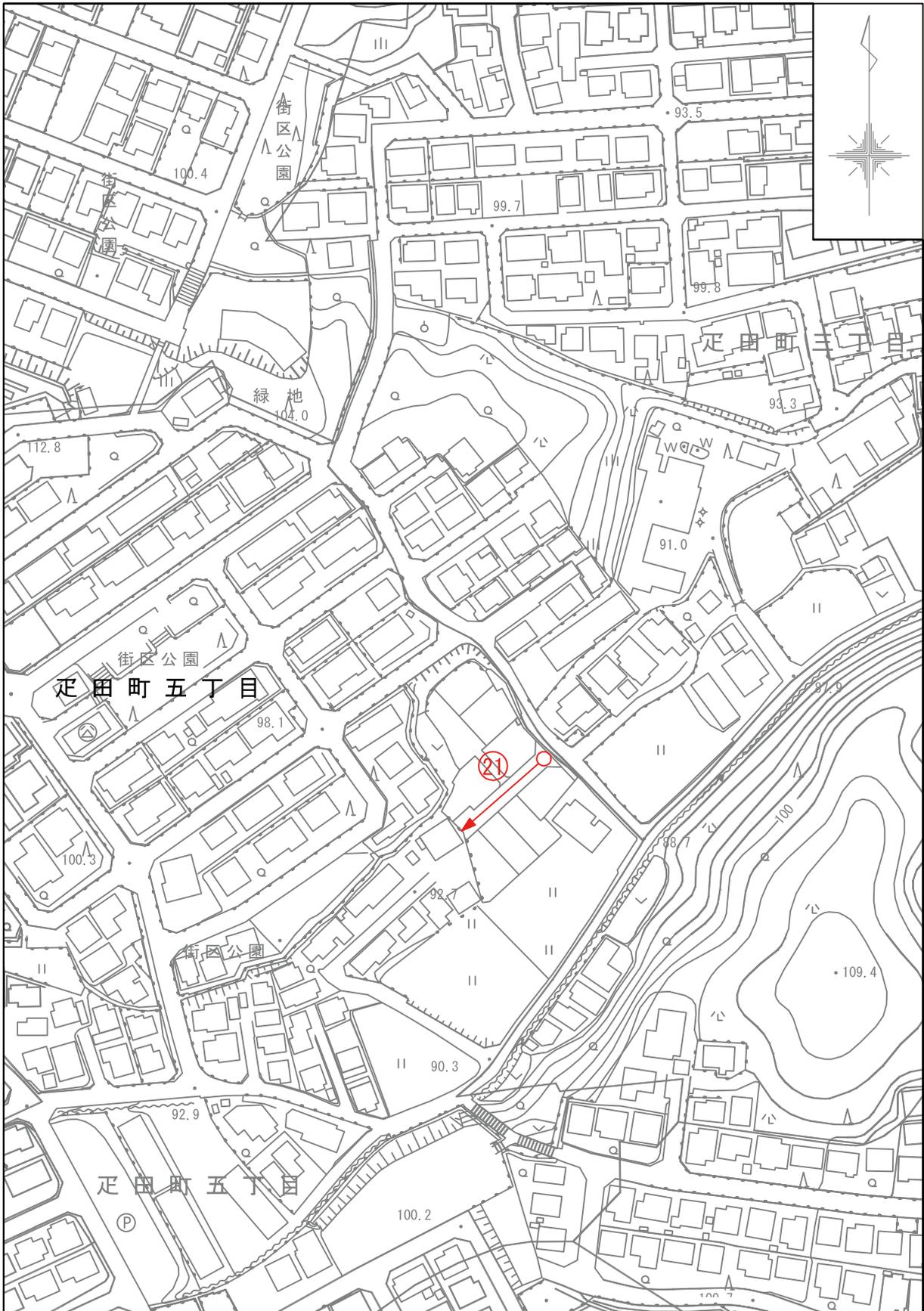




②〇 中部第1771号線

○ → 認定しようとする路線



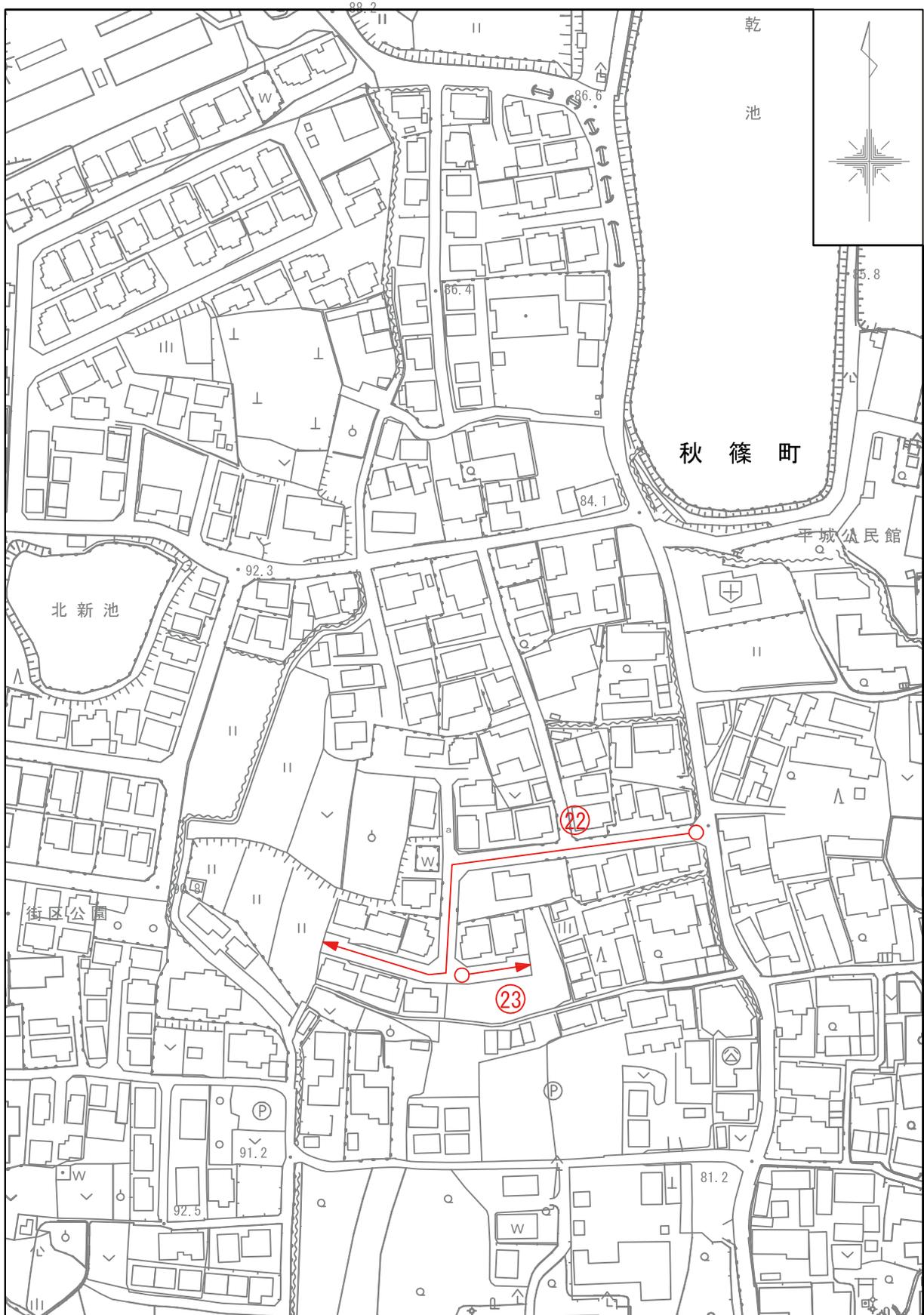


② 中部第1773号線

③ 中部第1774号線



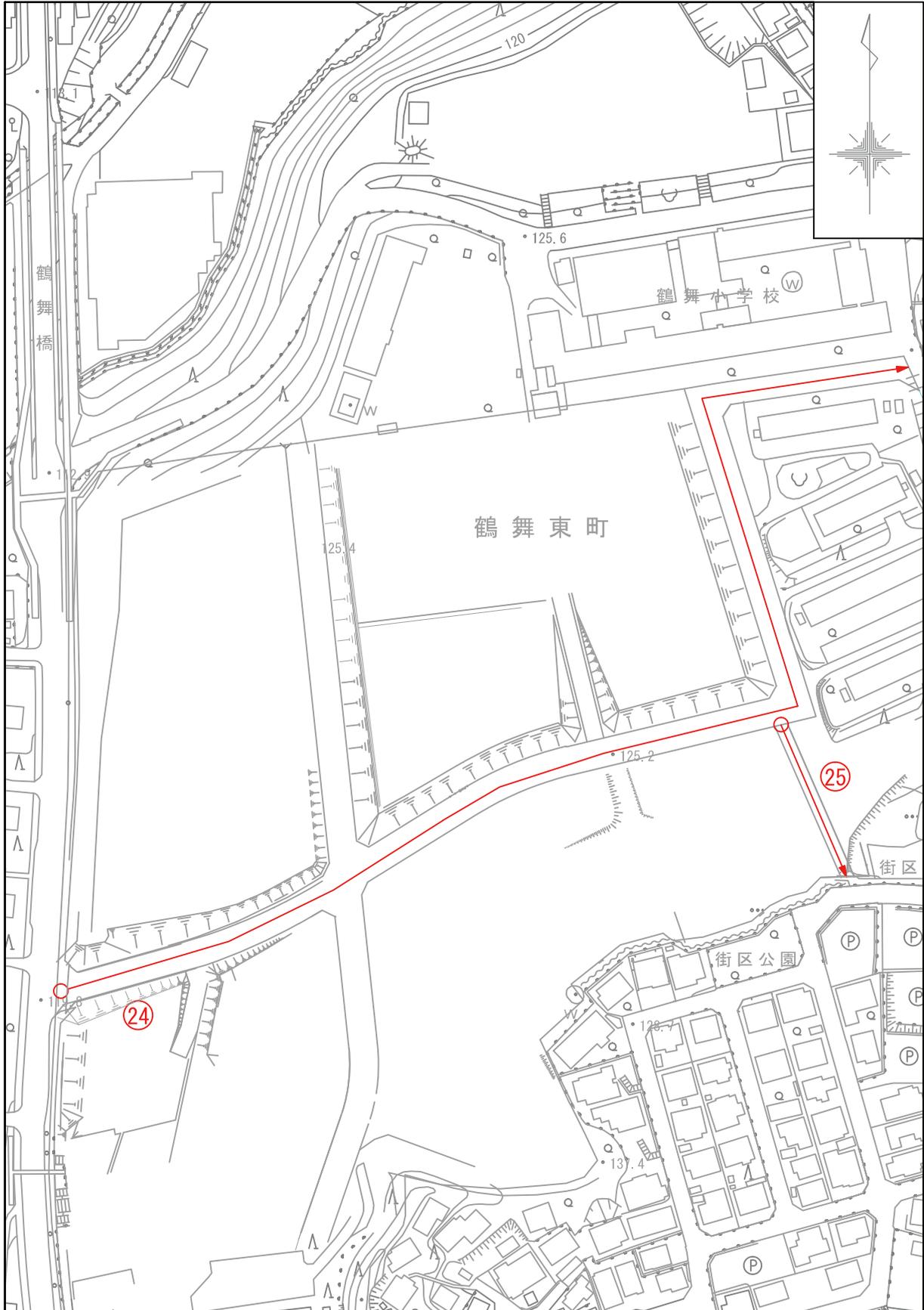
認定しようとする路線

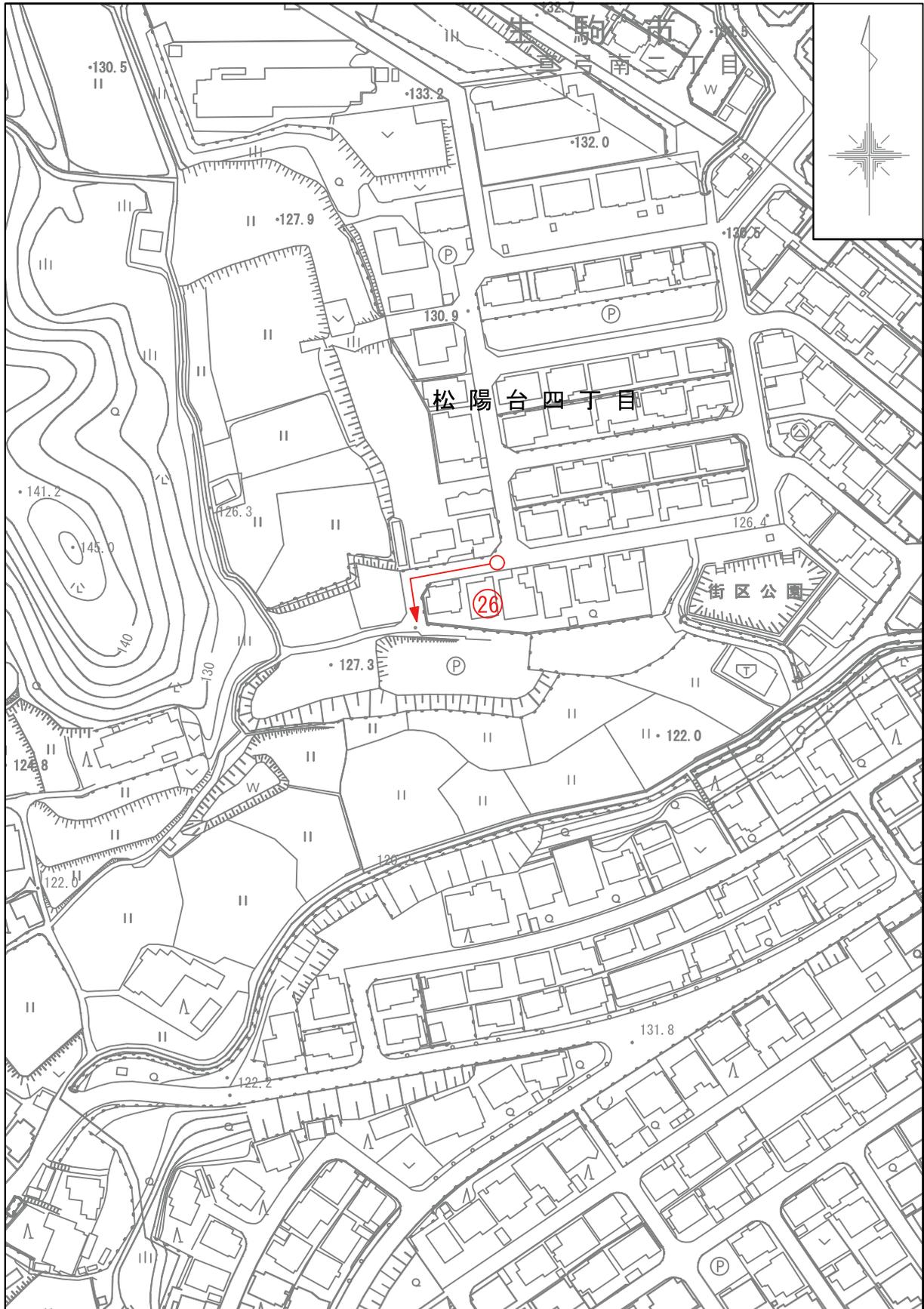


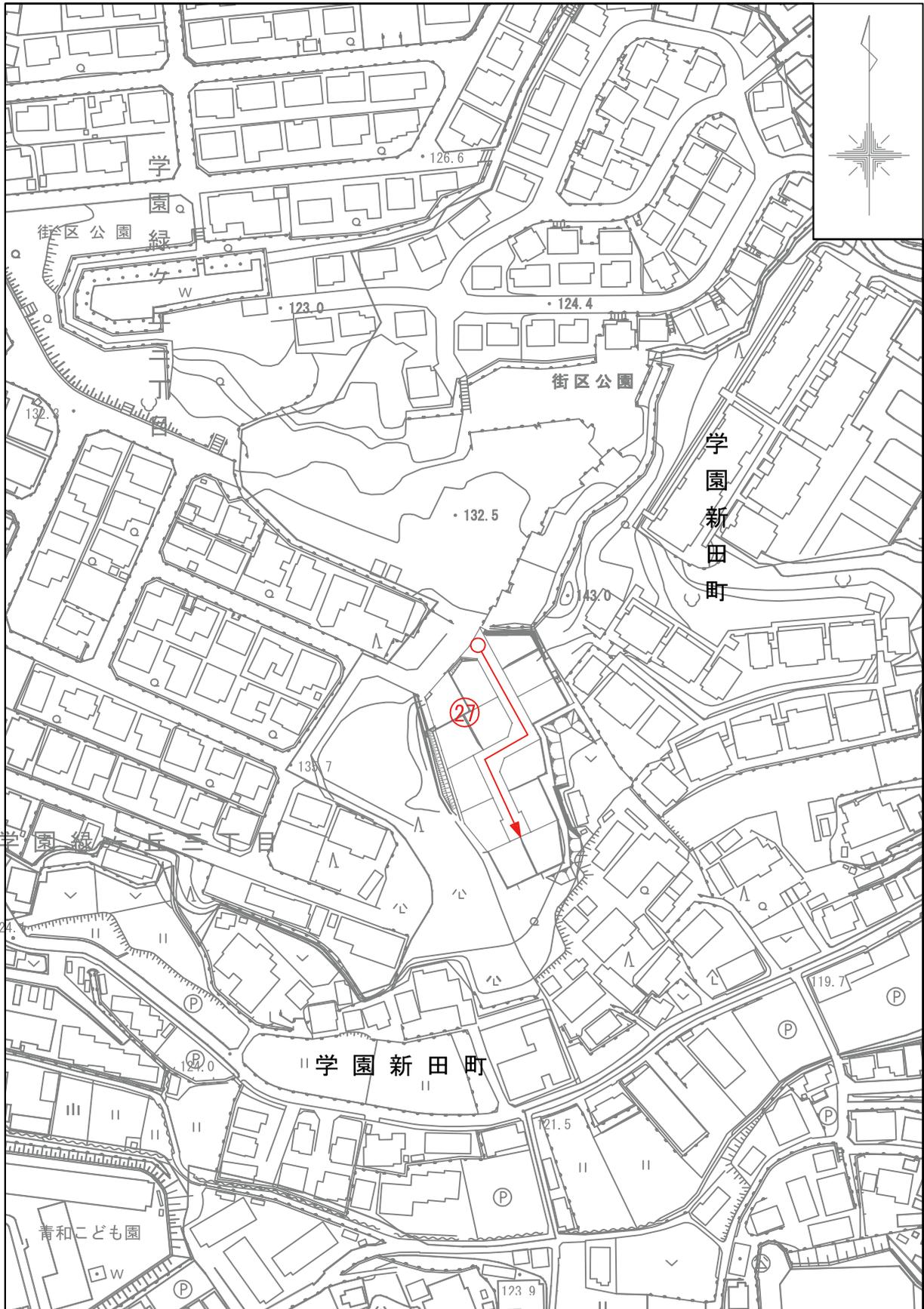
㉔ 西部第1453号線

㉕ 西部第1510号線

○ →
認定しようとする路線





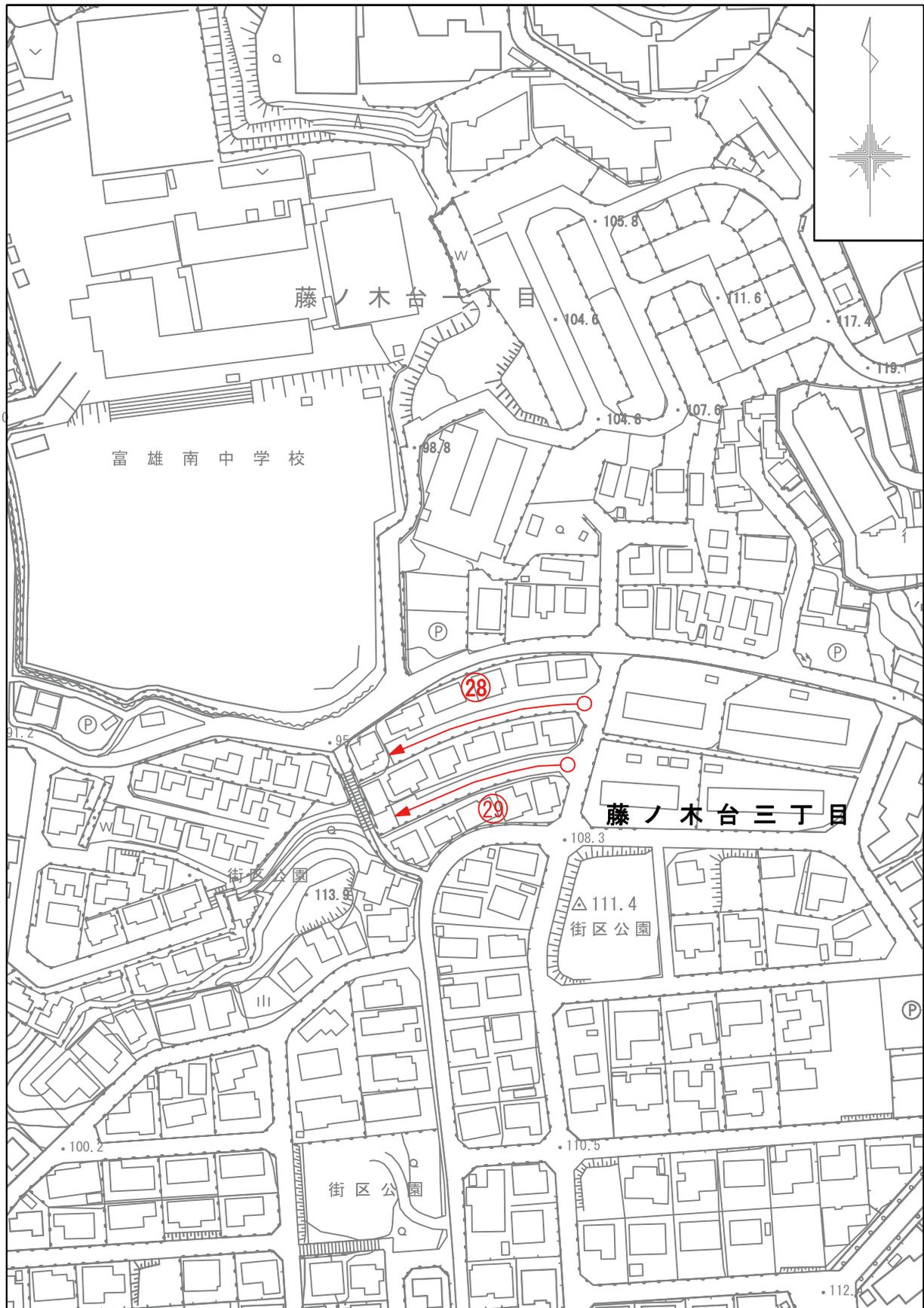


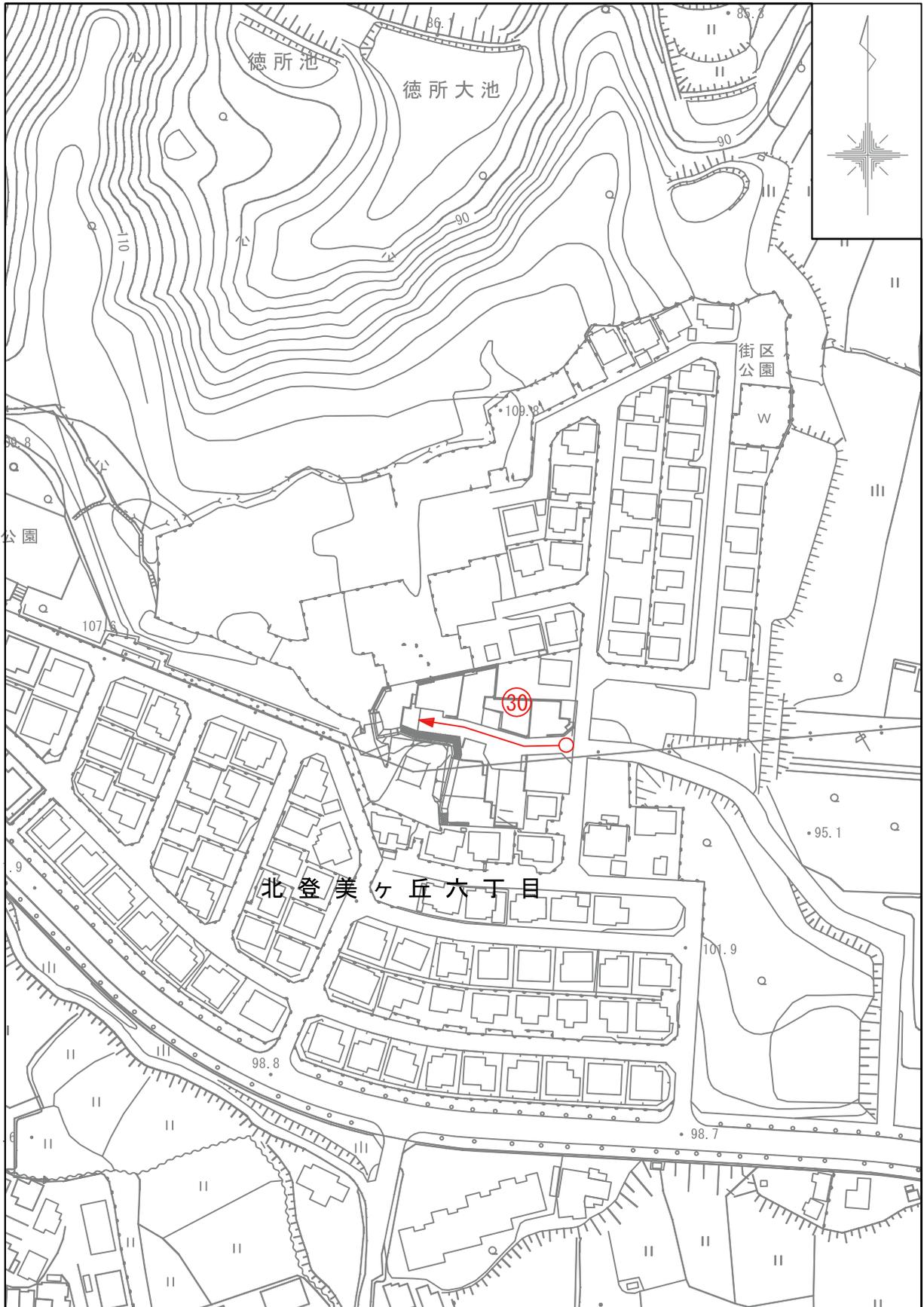
②⑧ 西部第1513号線

②⑨ 西部第1514号線



認定しようとする路線





公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市左京五丁目3番地の1

奈良市総合福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市総合福祉センター条例第5条（第3号を除く。）、第9条、第14条及び第16条に掲げる事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市総合福祉センター（みどりの家はり・きゅう治療所を除く。）の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 奈良市総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬尾山1124番地

奈良市月ヶ瀬福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市月ヶ瀬福祉センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市月ヶ瀬福祉センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市月ヶ瀬福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市藺生町1922番地の8

奈良市都祁福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市都祁福祉センター条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市都祁福祉センターの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市都祁福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所 在 地
奈良市東福祉センター	奈良市法蓮町1702番地の1
奈良市西福祉センター	奈良市百楽園一丁目9番13号
奈良市北福祉センター	奈良市右京一丁目1番地の4
奈良市南福祉センター	奈良市南永井町45番地の1

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人福祉センター条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市学園南三丁目1番5号

奈良市西部会館市民ホール

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杉ヶ町23番地

公益財団法人奈良市生涯学習財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市西部会館市民ホール条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市西部会館市民ホールの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市西部会館市民ホールの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市杉ヶ町23番地

奈良市男女共同参画センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杉ヶ町23番地

公益財団法人奈良市生涯学習財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 男女共同参画センターの事業の実施に関する事。
 - ① 情報の収集及び提供に関する事。
 - ② 団体、グループ等の活動の支援及び交流の場の提供に関する事。
 - ③ その他男女共同参画センターの設置目的を達成するために必要な事業
- (2) 男女共同参画センターの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 男女共同参画センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市右京一丁目1番地の4

奈良市北部会館市民文化ホール

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市北部会館条例第5条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市北部会館市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市北部会館市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市都祁白石町1133番地

奈良市都祁交流センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市都祁交流センター条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 交流センターの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 交流センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市都祁白石町1161番地

奈良市都祁体育館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
庭球場	奈良市都祁生涯スポーツセンターコート	奈良市都祁馬場町846番地の5
球技場	奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	奈良市都祁馬場町846番地の5
多目的コート	奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート	奈良市都祁馬場町846番地の5
クラブハウス	奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス	奈良市都祁馬場町846番地の5

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所 在 地
旧柳生藩家老屋敷	奈良市柳生町155番地の1
旧柳生藩陣屋跡	奈良市柳生町337番地
柳生観光駐車場	奈良市柳生下町491番地

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市柳生町155番地の1

柳生観光協会

会長 三浦 孝造

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 観光施設の入場及び使用の承認及び制限に関すること。
- (2) 観光施設の施設及び設備等の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所 在 地
梅の郷月ヶ瀬温泉	奈良市月ヶ瀬尾山2681番地
月ヶ瀬温泉ふれあい市場	奈良市月ヶ瀬尾山2681番地

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬尾山2684番地の1

株式会社月ヶ瀬振興協会

代表取締役 福田 栄世

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 梅の郷月ヶ瀬温泉の供用に関する事。
- (2) 奈良市特産品等直売施設条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (3) 月ヶ瀬温泉ふれあい市場の利用制限に関する事。
- (4) 梅の郷月ヶ瀬温泉及び月ヶ瀬温泉ふれあい市場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (5) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所 在 地
奈良市都祁農畜産物処理加工施設	奈良市針ヶ別所町1025番地
奈良市都祁農林水産物処理加工施設	奈良市針ヶ別所町1025番地

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市針ヶ別所町670番地の1

一般社団法人針ヶ別所未来開発

代表理事 木村 好成

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関すること。
- (2) 奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所 在 地
奈良市生涯学習センター	奈良市杉ヶ町23番地
奈良市立中部公民館	奈良市上三条町23番地の4
奈良市立西部公民館	奈良市学園南三丁目1番5号
奈良市立南部公民館	奈良市山町27番地の1
奈良市立三笠公民館	奈良市大宮町四丁目313番地の3
奈良市立田原公民館	奈良市茗荷町1078番地の1
奈良市立富雄公民館	奈良市鳥見町二丁目9番地
奈良市立柳生公民館	奈良市柳生町340番地
奈良市立若草公民館	奈良市川上町575番地
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市中登美ヶ丘三丁目4162番地の81 ・1994番地の10
奈良市立興東公民館	奈良市大柳生町3633番地
奈良市立春日公民館	奈良市南京終町一丁目86番地の1
奈良市立二名公民館	奈良市学園赤松町3684番地
奈良市立京西公民館	奈良市六条西一丁目3番43-2号
奈良市立平城西公民館	奈良市神功四丁目25番地
奈良市立伏見公民館	奈良市青野町二丁目13番4号
奈良市立富雄南公民館	奈良市中町501番地の3

奈良市立平城公民館	奈良市秋篠町1468番地
奈良市立飛鳥公民館	奈良市紀寺町984番地
奈良市立都跡公民館	奈良市五条町204番地の1
奈良市立登美ヶ丘南公民館	奈良市中山町西二丁目921番地の1
奈良市立平城東公民館	奈良市朱雀六丁目9番地の1
奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市月ヶ瀬尾山2815番地
奈良市立都祁公民館	奈良市針町2191番地

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杉ヶ町23番地

公益財団法人奈良市生涯学習財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 公民館の事業の実施に関する事。
- (2) 公民館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 公民館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

履 歴 書

氏 名 和 田 悟

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]

履 歴 書

氏 名 加 藤 国 子

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]

履 歴 書

氏 名 三 浦 啓 司

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

